

第1期

西予市地域福祉活動計画

(令和2年度～令和6年度)



社会福祉法人
西予市社会福祉協議会

はじめに

平成 16 年の合併以来 16 年が経過し、この間、本市も全国的な傾向と同様、少子高齢化、世帯の核家族化・単身化はますます進行し、地域における助け合い・支え合いの重要性が増しており、特に中山間地域や海岸部は人口減少と高齢化が著しく、地域コミュニティの衰退による支え合い機能の低下が課題となっています。

また、平成 30 年 7 月豪雨により、西予市はこれまでに経験したことのない大きな被害を受け、家屋の浸水や長期にわたる避難生活で不自由な生活を強いられる中、住民の皆様は、互いに支え合い、助け合い、励まし合いながら過ごされました。そこには確かな「つながり」が存在しており、日頃からの地域の「つながり」が、災害時にいかに大切であるかを改めて認識することとなりました。

国は、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るため、住まい・医療・介護・予防・生活支援などを包括的に支援する仕組みである「地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。この「地域包括ケアシステム」は、関係する機関・団体、地域住民がともに一体となり様々な生活課題に取り組むことが求められており、社会福祉協議会には地域福祉活動の推進役・パイプ役として重要な役割が期待されております。

こうした中、本会におきましては、住み慣れたまちで安心して暮し続けることができるまちづくり、すなわち、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けて、地域福祉をさらに推進し、新たな課題への対応を図っていくため、本会と地域住民が一体となって、主体的に個人や地域における福祉ニーズの早期発見、課題解決に取り組む方向性を示すものとして「西予市地域福祉活動計画」を策定しました。

本計画の策定にあたっては地域の住民の皆様に参加いただき、地域課題を明確化し、解決策などを話し合い様々な意見を反映させるため、「西予市地域福祉アンケート調査」や旧町単位で「地域の将来像を考える住民座談会」を実施し、これらの結果をもとに「西予市地域福祉活動計画策定委員会」において協議を行いました。

なお、本計画は、行政計画である「西予市地域福祉計画」と車の両輪のようにお互いがなくてはならない計画として密に連携の取れたものとなるよう、基本理念や 4 つの基本目標を共有しており、本市における地域福祉を総合的かつ一体的に推進することとしております。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり貴重なご意見やご提言をいただきました策定委員の皆様、有識者のアドバイザーとしてご協力をいただきました聖カタリナ大学教授をはじめ、アンケート調査や住民座談会にご参加・ご協力いただきました多くの住民の皆様には厚くお礼を申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。



社会福祉法人 西予市社会福祉協議会
会長 河野敏雅

第1期 西予市地域福祉活動計画 目次
(期間：令和2年度～令和6年度)

第1章 計画の概要	3
1 計画策定の背景と趣旨	4
2 地域福祉活動計画の位置付け	5
3 計画の期間	6
4 計画の策定体制	7
第2章 西予市の地域福祉を取り巻く現状と見通し	9
1 少子高齢化の進展・人口減少	10
2 世帯の状況	13
3 要介護者・要支援者の状況	14
4 障がい者の状況	15
5 児童扶養手当・特別児童扶養手当の状況	16
6 生活困窮世帯の状況	17
7 犯罪の状況	17
第3章 地域福祉に関する住民意識とニーズ	19
1 現在の暮らしについて	20
2 地域のつながりについて	21
3 地域の助け合い活動について	22
4 ボランティア活動を広げるには	24
5 西予市の福祉サービスについて	27
6 福祉のまちづくりの推進について	28
7 災害時に住民がささえあう地域づくりについて	29
8 社会福祉協議会の認知度と求められる役割について	29
9 地域福祉活動計画の認知度	31
10 自由記述から	31
第4章 計画の基本方向	33
1 基本理念	34
2 基本目標	35
3 計画の体系	36
第5章 実施計画	37
基本目標1 ささえあう意識づくり	38
基本目標2 つながり・ささえあう地域づくり	41
基本目標3 福祉サービスの充実と包括的な相談体制づくり	48
基本目標4 安全・安心のまちづくり	51
基本目標5 信頼される社会福祉協議会づくり	53

第6章 地域福祉の将来像を考える住民座談会 55

1	明浜地区	59
	(1) 俵津地区	60
	(2) 狩江地区	62
	(3) 高山・宮野浦地区	64
	(4) 田之浜地区	66
2	宇和地区	69
	(1) 多田地区	70
	(2) 中川地区	72
	(3) 石城地区	74
	(4) 宇和地区	76
	(5) 田之筋地区	78
	(6) 下宇和地区	80
	(7) 明間地区	82
3	野村地区	85
	(1) 野村地区	86
	(2) 溪筋地区	88
	(3) 中筋地区	90
	(4) 大和田地区	92
	(5) 横林地区	94
	(6) 惣川地区	96
	(7) 大野ヶ原地区	97
4	城川地区	99
	(1) 遊子川地区	100
	(2) 土居地区	102
	(3) 高川地区	104
	(4) 魚成地区	106
5	三瓶地区	109
	(1) 東地区	110
	(2) 二木生地区	112
	(3) 周木区	114
	(4) 蔵小校区	116
	(5) 下泊区	118

資料編

西予市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	120
西予市地域福祉活動計画 策定委員会 委員名簿	122
アドバイザー	123

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

近年、地域においては、超高齢・少子社会の進展や高齢者世帯、核家族世帯の増加により、家族の機能は変化し、地域住民同士のつながりや支えあう機能までが希薄化しています。その一方、現代の福祉問題は、多様化そして複雑化しており、既存の社会保障や福祉政策のみで対応することが困難な課題も顕著になってきています。

国においては、ニッポン一億総活躍プランで「地域共生社会^{※1}」を実現するとし、住民に身近な圏域及び市町村域で「我が事・丸ごと^{※2}」で相談を受け止める包括的な相談支援体制を構築することとしており、平成29年度からは「地域力強化推進事業^{※3}」が推進されております。また、「我が事・丸ごと」の取り組みを一体的に進めるため、介護保険法、障がい者総合支援法、児童福祉法及び社会福祉法の改正が行われ、ますます誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりが、求められています。

平成30年7月豪雨では西予市においても甚大な被害が発生し、被災者に寄り添った支援が必要とされ、また、地域において住民が安心して生活を送るため、日頃から災害に対する安心・安全なまちづくりが求められています。

このような中、行政はもとより、地域住民や地域の専門機関、事業者等、地域に関わるすべての人が連携して、支援が必要な人を支える仕組みを作る「地域福祉」の重要性がより一層高まっています。

社会福祉協議会は、これまで社会福祉制度の大きな改革や社会経済情勢が及ぼす地域の生活環境の変化等のなか、地域社会を取り巻くさまざまな福祉の課題解決に向けて取り組んでいます。これからの社会福祉協議会は「地域福祉活動計画」の策定をとおり地域住民の地域福祉への関心や意識を一層高め、地域住民や関係団体の協力や参加・協働を促し、多様な福祉活動や福祉サービスの推進を図っていくことが、地域福祉推進の中核的団体としての大きな使命となっています。

以上のことから住民、民間の立場から地域福祉活動を具体的にどのように進めていくかを明らかにし、また市で策定している「西予市地域福祉計画」と連携しながら行政と住民が役割を分担し、共に地域福祉活動を展開するため、西予市社会福祉協議会（以下、西予市社協）はここに「西予市地域福祉活動計画」を策定することとします。

※1 地域共生社会 … 人と人、人と資源が分野を超えて丸ごとつながり地域をともに創っていく社会です。

※2 我が事・丸ごと … 他人事を我が事として捉え自分達で何かできないかと思える意識の働きかけです。

※3 地域力強化推進事業 … 住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制構築の支援事業です。

2

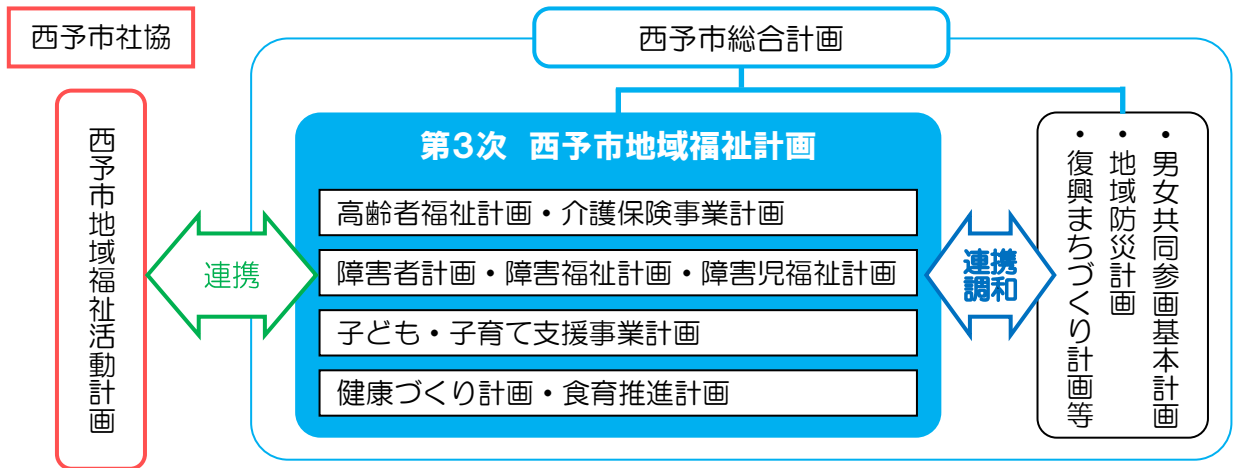
地域福祉活動計画の位置付け

全国社会福祉協議会が平成 15 年 11 月に示した『地域福祉活動計画策定指針（地域福祉計画策定推進と地域福祉活動計画）』では、地域福祉活動計画とは「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営するものが相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の行動・活動計画」である、と位置づけられています。

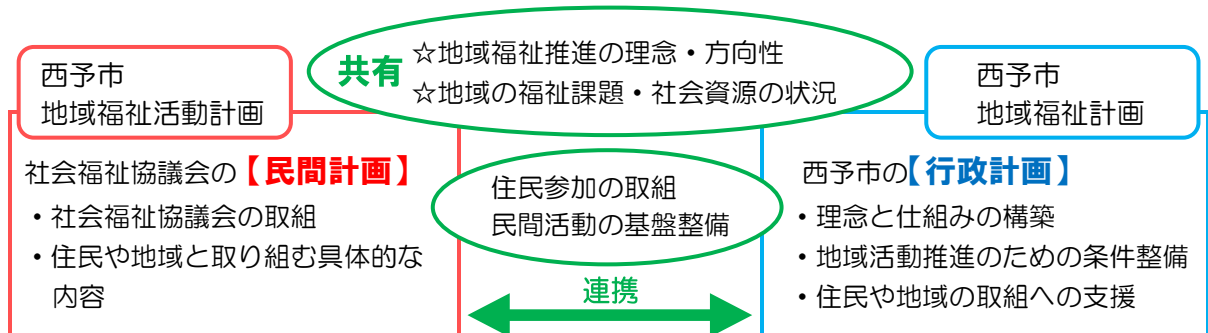
一方で、行政が策定する地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置付けられ、市の最上位計画である「西予市総合計画」や高齢者、障がい者及び児童などの福祉に関する市の関連分野別計画との整合や連携を図りながら、これらの既存計画を横断的に接続する計画として、住民主体のまちづくりや住民参画を促し、住民の生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目的とする計画です。

本計画は、住民の一人ひとりが、地域社会を担う一員として自分の地域について考え、みんなで住みよい地域づくりを行っていくための「具体的な取り組み」を位置づける行動計画として、地域福祉計画と「理念・仕組み」を共有しながら、一体的に策定し、車の両輪のように連携を図ります。

■計画の位置付け図



■本計画と西予市地域福祉計画との関係



3

計画の期間

本計画は、令和2年度を初年度とし、令和6年度を最終年度とする5年間の計画としますが、関係法令・制度の改正や社会情勢の変化などによる影響をはじめ、地域における新たな問題、ニーズなどが明らかになった場合は、そうした状況に対応した取り組みができるよう、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

なお、当初は平成30年に策定を行い、令和元年度を初年度とする予定でしたが、平成30年7月の豪雨災害により、策定期間を1年間延長しています。

■計画期間

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	西予市地域福祉活動計画（本計画）						（仮） 西予市地域福祉活動計画（第2期）				
策定			中間見直し			見直し			中間見直し		見直し
西予市地域福祉計画（第2次）	西予市地域福祉計画（第3次）						（仮） 西予市地域福祉計画（第4次）				
見直し						見直し					見直し

4 計画の策定体制

1 西予市地域福祉活動計画策定委員会

本計画を策定するにあたり、住民参加により計画を策定する場として、住民の代表者、民生児童委員の代表者、高齢者・障がい者の代表者、ボランティア団体の代表者、社会福祉施設関係者、行政関係者など 16 名の委員からなる「西予市地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）」を設置し、審議・検討を行いました。

■策定委員会の開催状況

第 1 回策定委員会（平成 29 年 11 月 30 日）
第 2 回策定委員会（平成 30 年 3 月 13 日）
第 3 回策定委員会（平成 31 年 1 月 30 日）
第 4 回策定委員会（令和 2 年 1 月 31 日）
第 5 回策定委員会（令和 2 年 10 月 23 日）



2 西予市地域福祉アンケート調査の実施

住民の福祉に関する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、意見・要望を広くお伺いし、地域福祉活動計画策定の基礎資料とするため、西予市との協働によりアンケート調査を実施しました。

■アンケート調査の実施概要

調査対象	・20 歳以上の市内在住者
抽出方法	・住民基本台帳からの無作為抽出
調査方法	・郵送配布 ・郵送回収
調査期間	・平成 30 年 1 月 4 日（木）～26 日（金）
回収結果	・配布数：2,000 件、有効回収数：891 件（有効回収率：44.6%）

3 地域福祉の将来像を考える住民座談会

住民の皆様にお集まりをいただき、「地域の現状や課題（良いところや困り事等）」を話し合っ

て情報を共有し、地域の将来像を考え合っ

ていただく場として、旧町ごと（市内 5 箇所）で令和元年 6 月から 10 月にかけて各箇所 2 回（全 12 回）に渡り住民座談会を開催しました。住民座談会では「まちづくり組織」ごとにテーブルに分かれて、KJ法^{※4}

のグループワークにより話し合いを行いました。

なお、野村町の惣川地区及び大野ヶ原地区については地理的な関係からそれぞれの公民館及び集会所にお伺いし、意見交換会方式での住民座談会を開催しました。



4 有識者によるサポート

聖カタリナ大学教授の協力を得て、計画の趣旨・策定の手順・住民座談会の進め方等について、専門的なアドバイスを受けました。また、住民座談会で地域福祉活動計画の趣旨について講話をいただくとともに、策定委員会にもアドバイザーとして出席をいただきました。



※4 KJ法 … さまざまなアイデアや思いつきを効率よく整理、グループ化してまとめる手法です。考案者である文化人類学者の川喜田二郎氏のイニシャルが、呼び方の由来だとされています。

第2章

西予市の地域福祉を取り巻く 現状と見通し

第2章 西予市の地域福祉を取り巻く現状と見通し

※ 本章に記載の内容は、西予市地域福祉計画（第3期）からの準用となります。

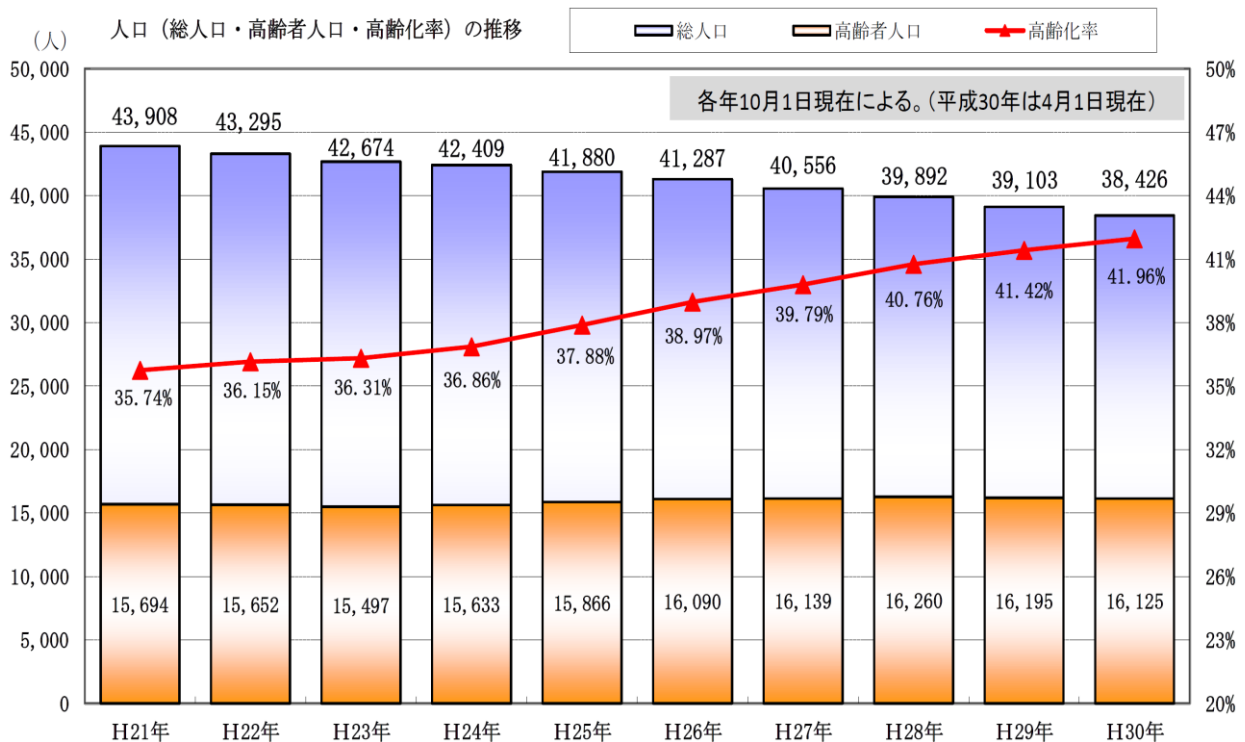
1 少子高齢化の進展・人口減少

本市の総人口は、38,426人（平成30年住民基本台帳）で、近年の推移をみると平成21年の43,908人から5,482人の減少となっており、人口減少に歯止めがかからない状況となっています。高齢化率についても、依然として上昇し続けており、平成30年には42%を超え、超高齢社会となっています。

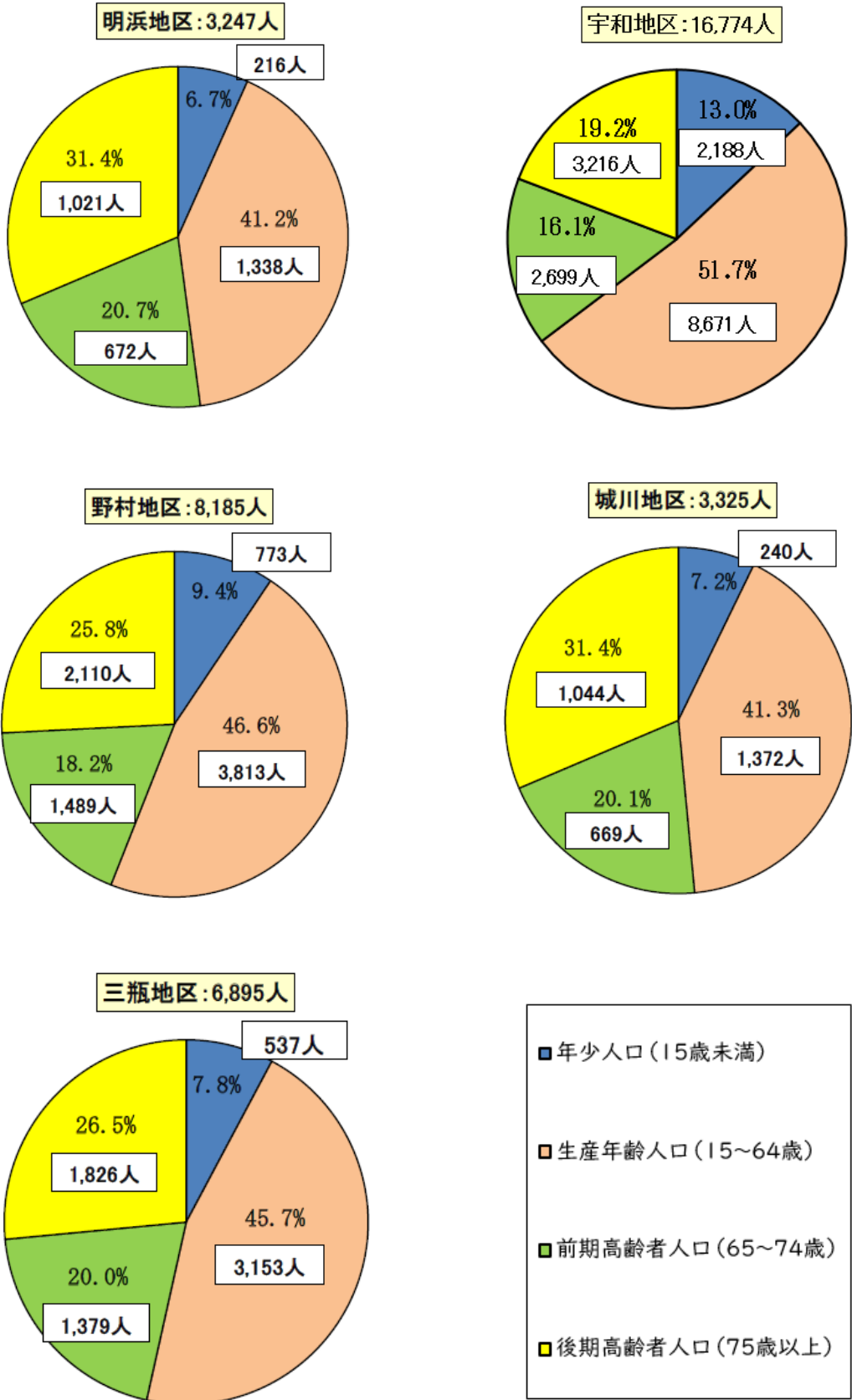
人口推計においては、年少人口（15歳未満）は平成17年の5,413人から平成27年には4,199人へと10年間で1,214人（22.4%）減少しており、少子化傾向がより顕著となっています。同様に、生産年齢人口（15～64歳）についても、24,114人から18,830人と5,284人（21.9%）減少しており、さらに人口減少は今後も進展し、令和27年には総人口が21,080人となる見込みとなっています。

一方、老年人口（65歳以上）は、平成2年の11,143人から平成27年には15,867人へと25年間で4,724人（42.4%）増加し、高齢化が着実に進んでいます。

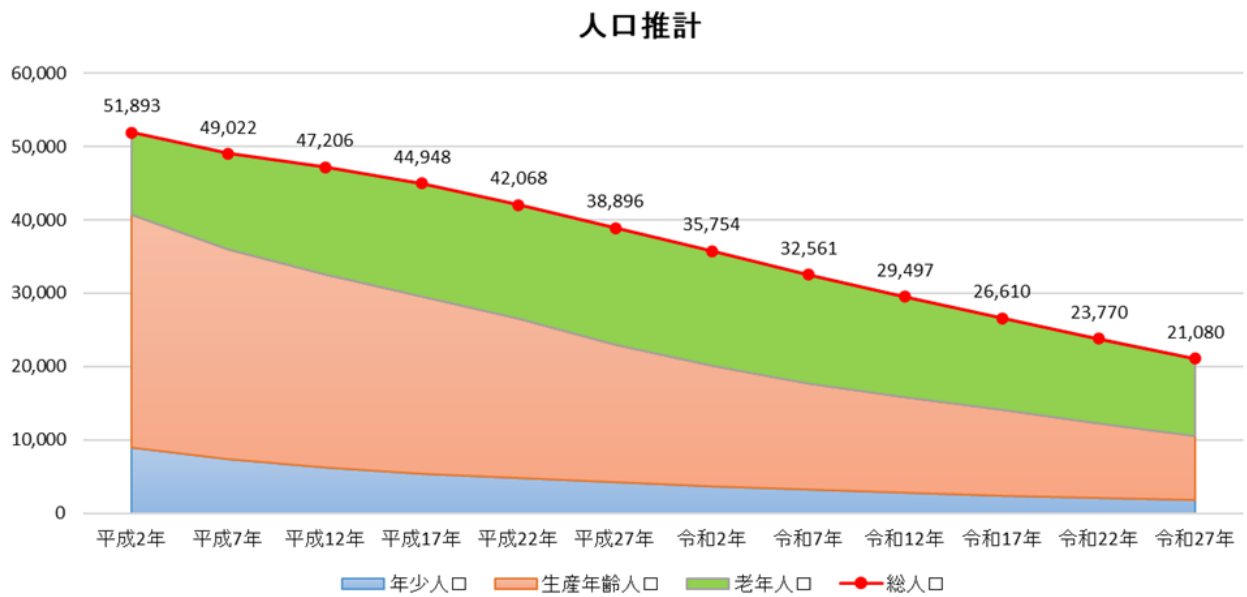
図表1 人口の推移（住民基本台帳より）



図表2 各地区年齢別人口(H30 住民基本台帳)



図表 3 人口推計（地域経済システム:RESAS 参照）



	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
年少人口	8,951	7,437	6,282	5,413	4,744	4,199	3,714	3,220	2,810	2,426	2,091	1,791
生産年齢人口	31,799	28,538	26,338	24,114	21,788	18,830	16,381	14,514	12,972	11,646	10,123	8,697
老年人口	11,143	13,047	14,586	15,421	15,536	15,867	15,659	14,827	13,715	12,538	11,556	10,592
総人口	51,893	49,022	47,206	44,948	42,068	38,896	35,754	32,561	29,497	26,610	23,770	21,080

※年少人口(15歳未満)、生産年齢人口(15～64歳)、老年人口(65歳以上)

2 世帯の状況

西予市における世帯数は、平成 27 年では 16,301 世帯で平成 22 年の 17,096 世帯から 795 世帯減少しました。

一方、一世帯当り人数をみると、平成 27 年では 2.39 人で平成 22 年の 2.46 人から 0.07 ポイント減少し、世帯の少人数化が進んでいます。

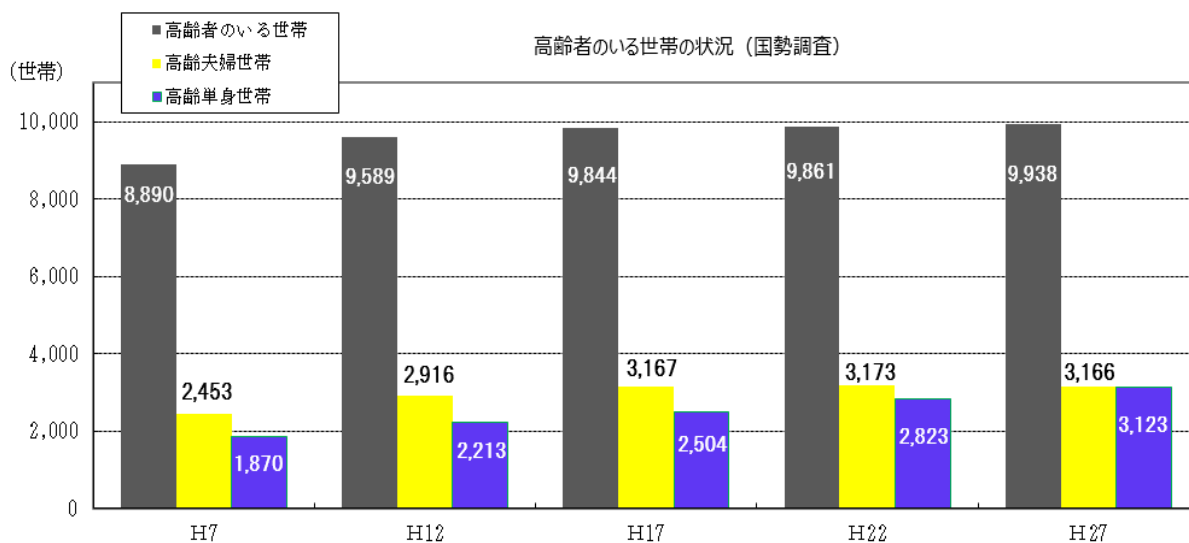
高齢者の増加に伴い、高齢者のいる世帯（65 歳以上の親族のいる世帯）は平成 7 年の 8,890 世帯から平成 27 年の 9,938 世帯へと増加し、一般総世帯に占める割合は 61.0% となっています。

また、地域で安心して暮らしていくために支援が必要になる可能性が高いと考えられる高齢単身世帯（一人暮らし高齢者世帯）が 3,123 世帯、高齢夫婦世帯（夫 65 歳以上妻 60 歳以上の世帯）が 3,166 世帯にのぼります。

図表 4

項目 \ 年	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	増減率		
					H12-H17	H17-H22	H22-H27
総人口	47,217	44,948	42,080	38,919	△4.81	△6.38	△7.51
世帯数	17,440	17,529	17,096	16,301	0.51	△2.47	△4.65
世帯当り人数	2.70	2.56	2.46	2.39	—	—	—

※資料：国勢調査



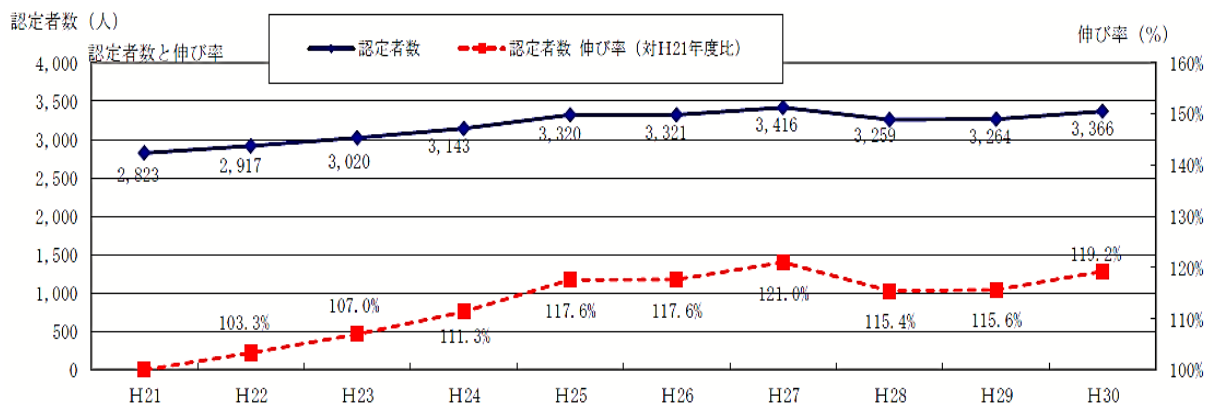
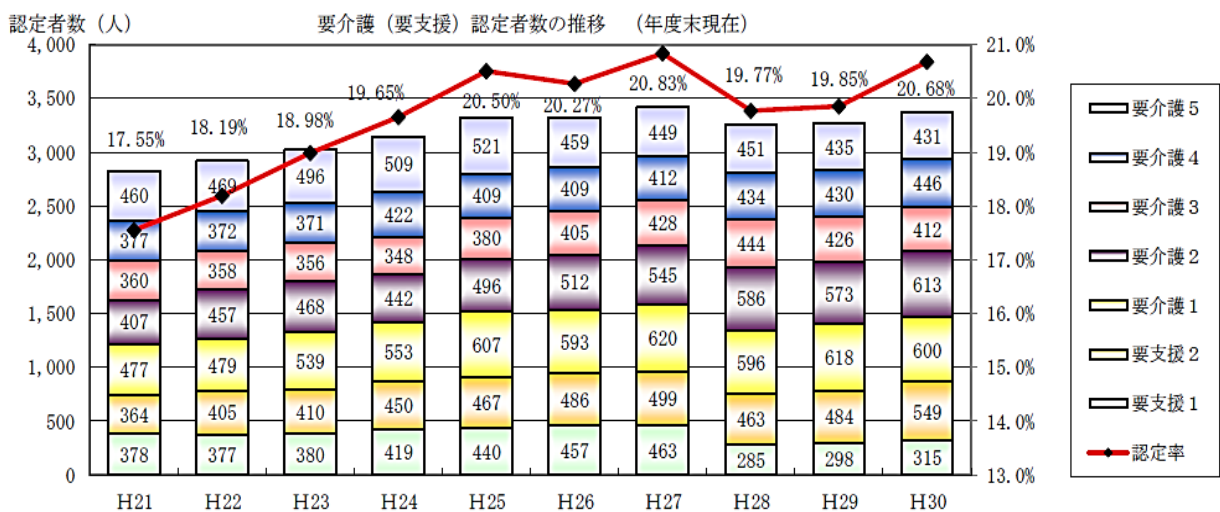
3 要介護者・要支援者の状況

介護保険制度¹の創設以来、介護認定者数は年々増加しており、サービス利用者数及び介護費用と共に増加しています。

認定者数は、平成 21 年の 2,823 人から平成 30 年では 3,366 人と 543 人（約 20%）増加していますが、平成 28 年には、介護保険制度改正に伴い介護予防・日常生活支援総合事業²に移行したことから認定者数・認定率ともに減少しています。

今後、本市では 85 歳以上人口が増加すると見込まれており、認定者数は徐々に増加していくと推計されています。

図表 5



¹ 介護保険制度

介護を要する状態になっても、自立した日常生活を営めるよう、必要な介護サービスを総合的に提供できるしくみとして、平成 12 年(2000 年)4 月に 40 歳以上を被保険者としてスタートした社会保障制度。

² 介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が中心となって、地域の実情に応じて住民などの多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくり推進し、要支援者等の効果的な支援を可能とすることを旨とする事業。西予市では、平成 28 年 2 月に総合事業に移行し事業を実施しています。

4 障がい者の状況

本市における身体障害者手帳所持者は減少しており、平成30年度では1,890人となり、平成25年度と比べて437人、18.8%の減少となっています。

身体障害者手帳所持者の等級別の推移においても、ほぼ同様に減少しており、高齢化の進展による人口減少が原因と推測されます。

図表6 身体障害者手帳所持者の推移（等級別）

（単位：人 %）

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	指数
1級	787	777	745	765	711	632	80.3
2級	440	434	394	393	335	332	75.5
3級	340	335	310	314	297	286	84.1
4級	524	509	491	489	457	440	84.0
5級	120	120	105	105	91	95	79.2
6級	116	118	109	111	102	105	90.5
合計	2,327	2,293	2,154	2,177	1,993	1,890	81.2

※各年度3月31日現在。指数は25年度を100とした場合の30年度の値。

また、本市における療育手帳の所持状況をみると、若干ではありますが減少傾向にあります。障害区分別にみると、B（中・軽度）が増加しており、平成30年度の構成比では、A（重度）が41.2%、B（中・軽度）が58.8%となっています。

図表7 療育手帳所持者の状況

（単位：人 %）

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	指数
A	237	239	211	183	183	184	77.6
B	244	254	236	250	256	262	107.4
計	481	493	447	433	439	446	92.7

※各年度3月31日現在。指数は25年度を100とした場合の30年度の値。

次に、本市における精神障害者保健福祉手帳の所持状況をみると、平成 25 年度から平成 30 年度にかけて、約 30 人に増加しており、精神障害に対する理解の浸透や支援の重要性が高まっています。等級別では、3 級が増加しており、手帳所持者の 75%が 2 級となっています。

図表 8 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

(単位：人 %)

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	指数
1級	10	14	13	14	13	14	140.0
2級	108	100	113	122	129	117	108.3
3級	8	13	17	20	21	27	337.5
計	126	127	143	156	163	158	125.4

※各年度 3 月 31 日現在。／指数は 25 年度を 100 とした場合の 30 年度の値。

5 児童扶養手当・特別児童扶養手当の状況

次に、児童扶養の状況をみると、父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のための「児童扶養手当」の受給者は、平成 25 年度から平成 30 年度にかけて約 70 人減少しています。また、精神または身体に障害を有する 20 歳未満の児童の保護者に対して支給される「特別児童扶養手当」の受給者は、ほぼ、横ばいの状況にあります。

図表 9 児童扶養手当受給者の状況

(単位：人)

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
件数	354	327	316	319	309	285

※各年度 3 月 31 日現在

図表 10 特別児童扶養手当受給者の状況

(単位：人)

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
支給人員	79	79	78	79	81	80

※各年度 3 月 31 日現在

6 生活困窮世帯の状況

次に、本市における生活保護世帯の状況をみると、平成30年度の生活保護世帯数は268世帯で、保護人員319人、保護率³8.36%となっており、平成25年度から保護世帯、保護人員、保護率ともに増加しています。

雇用情勢は、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、非常に厳しい状況となっており、失業等による低所得者層の増加が今後も懸念されます。

図表11 生活保護の被保護人員・世帯数の状況

(単位：人 %)

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
世帯数	247	241	239	253	263	268
人員	286	281	275	293	312	319
保護率	6.84	6.82	6.79	7.35	7.99	8.36

※各年度平均

7 犯罪の状況

次に、本市における犯罪の発生状況をみると、平成30年の犯罪での検挙人数は37人で、そのうち初犯者が16人、再犯者が21人となっており、再犯率は5割を超えております。平成25年からの検挙件数についても、概ね再犯率は5割を超えており、再犯率の高さが目立ちます。

図表12 初犯者・再犯者別検挙人数の状況

区分	25年	26年	27年	28年	29年	30年
初犯者	18	21	23	27	24	16
再犯者	29	19	27	24	26	21
総数	47	40	50	51	50	37

※「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯(道路交通法違反を除く。)の別を問わず、前科又は前歴を有するもの

※犯行時年齢が20歳以上の者を計上

※西予警察署管内における検挙数を計上

³ 保護率(%)

単位=%oパーミルは、1,000分の幾つであるかを表し、ここでは人口1,000人当たりの生活保護受給者を示す。

第3章

地域福祉に関する住民意識と ニーズ

第3章 地域福祉に関する住民意識とニーズ

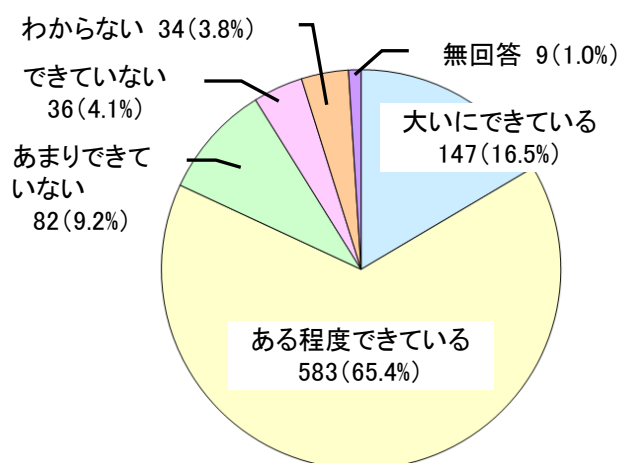
住民の福祉に関する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、意見・要望を広くお伺いし、地域福祉活動計画策定の基礎資料とするため、西予市との協働により「西予市地域福祉アンケート調査」を実施しました。

また、住民の皆様にお集まりをいただき、「地域の現状や課題（良いところや困りごと等）」を話し合っ情報て情報を共有し、地域福祉の将来像を考え合っただく場として、旧町ごと（市内5ヶ所）で令和元年6月から10月にかけて各箇所2回（全12回）にわたり「地域福祉の将来像を考える住民座談会」を開催しました。

その結果からみえる住民意識とニーズを整理します。

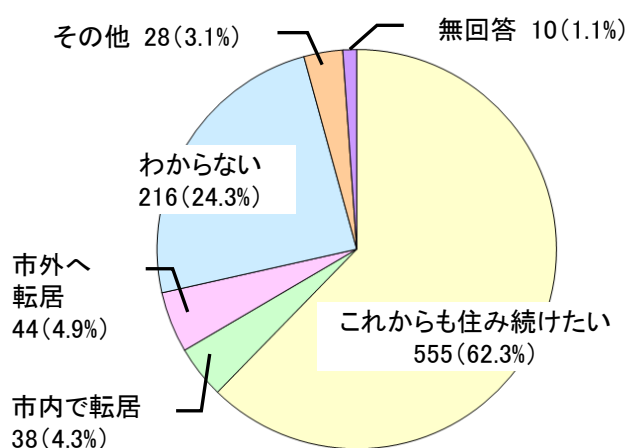
1 現在の暮らしについて

① あなたは、現在住んでいるところで自分らしい生活を自分の意志で送ることができますか



・「大いにできている」「ある程度できている」の合計が81.9%となり、多くの方が「自分らしい生活を自分の意志で送ることができる」と回答されています。

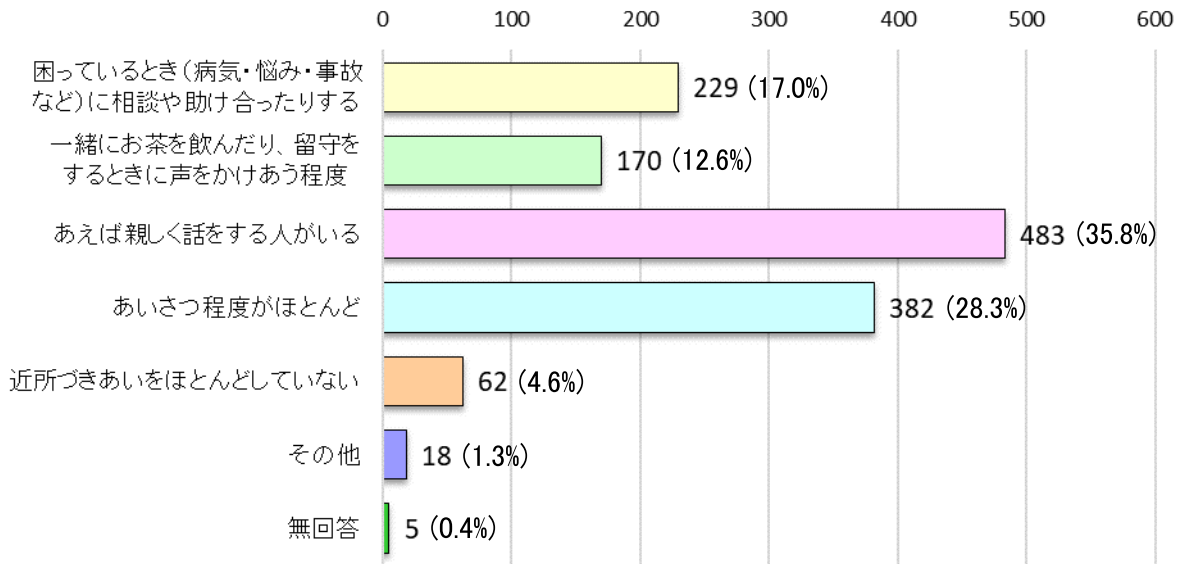
② あなたは、これからも現在のところに住み続けたいですか



・「これからも住み続けたい」が62.3%で最も高くなっています。

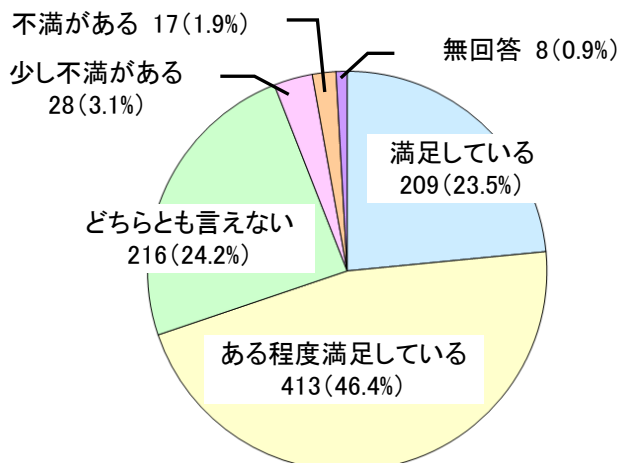
2 地域のつながりについて

③ ふだん、あなたとご近所の人との関係は次のどれに近いですか（すべてに）



- 地域との繋がりが強いと思われる「困っているときに相談や助け合ったりする」「一緒にお茶を飲んだり、留守をするときに声をかけあう程度」「あえば親しく話をする人がいる」の合計が65.4%となっています。
- 平成26年の調査では、「困っているときに相談や助け合ったりする」(17.0%)、「一緒にお茶を飲んだり、留守をするときに声をかけあう程度」(7.3%)、「あえば親しく話をする人がいる」(38.1%)となっており、ほぼ横ばいの結果でした。
- 住民座談会の際、多くの地域で「以前に比べて、地域の繋がりが希薄化している」「無関心の人が多い」といった意見が多くありました。

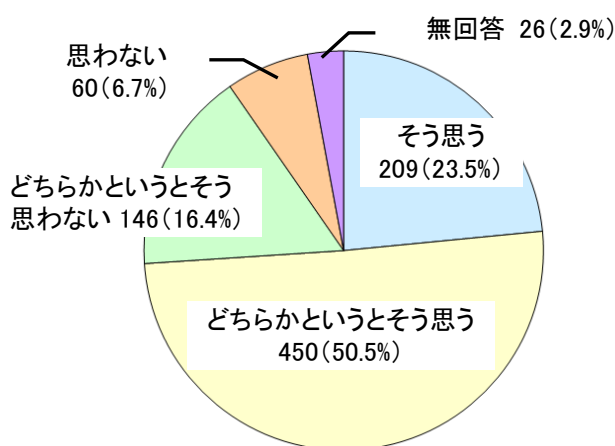
④ 現在の近所づきあいに満足していますか



- 「満足している」「ある程度満足している」の合計が69.9%となり、多くの方は現在の近所づきあいに満足されています。

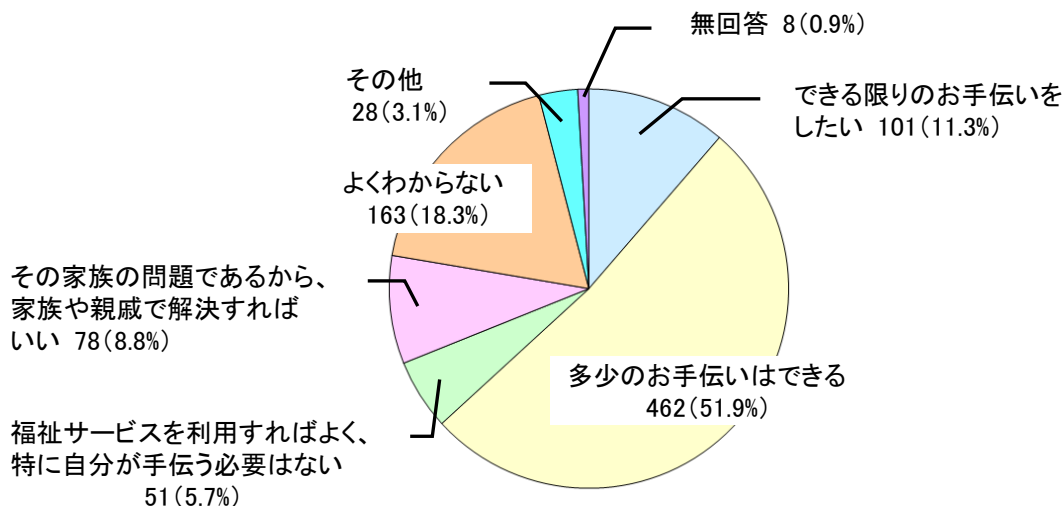
3 地域の助け合い活動について

⑤ あなたは、地域社会に支えられていると思いますか



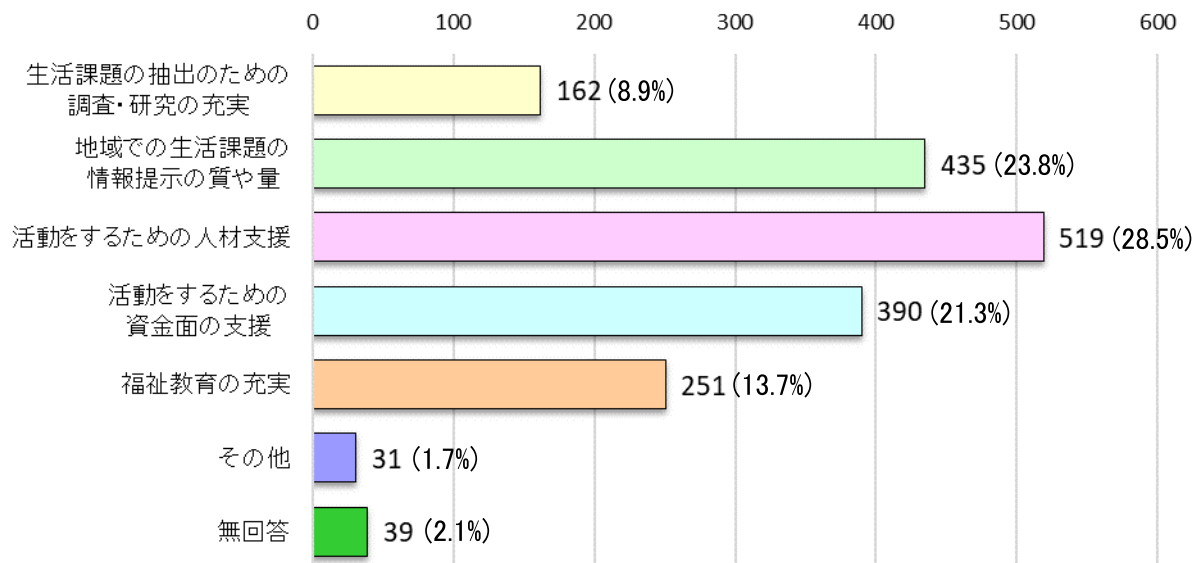
・「思う」「どちらかというと思う」の合計が 74.0%と、多くの方が地域社会に支えられていると感じています。

⑥ あなたのご近所で、高齢者や、障がい者、子育てなどで困っている世帯があったら、どのような対応をしますか



- ・「できる限りのお手伝いをしたい」「多少のお手伝いはできる」の合計が 63.2%となっており、多くの方が地域の助け合い活動に参加したいと回答されています。
- ・平成 26 年の調査では「できる限りのお手伝いをしたい」「多少のお手伝いはできる」の合計が 69.5%となっていました。
- ・住民座談会において、高齢者のゴミ出し手伝い、買い物代行、サロンの送迎、車の乗り合わせなど、現在もご近所同士で助け合い活動を行っているとの意見が多数ありました。

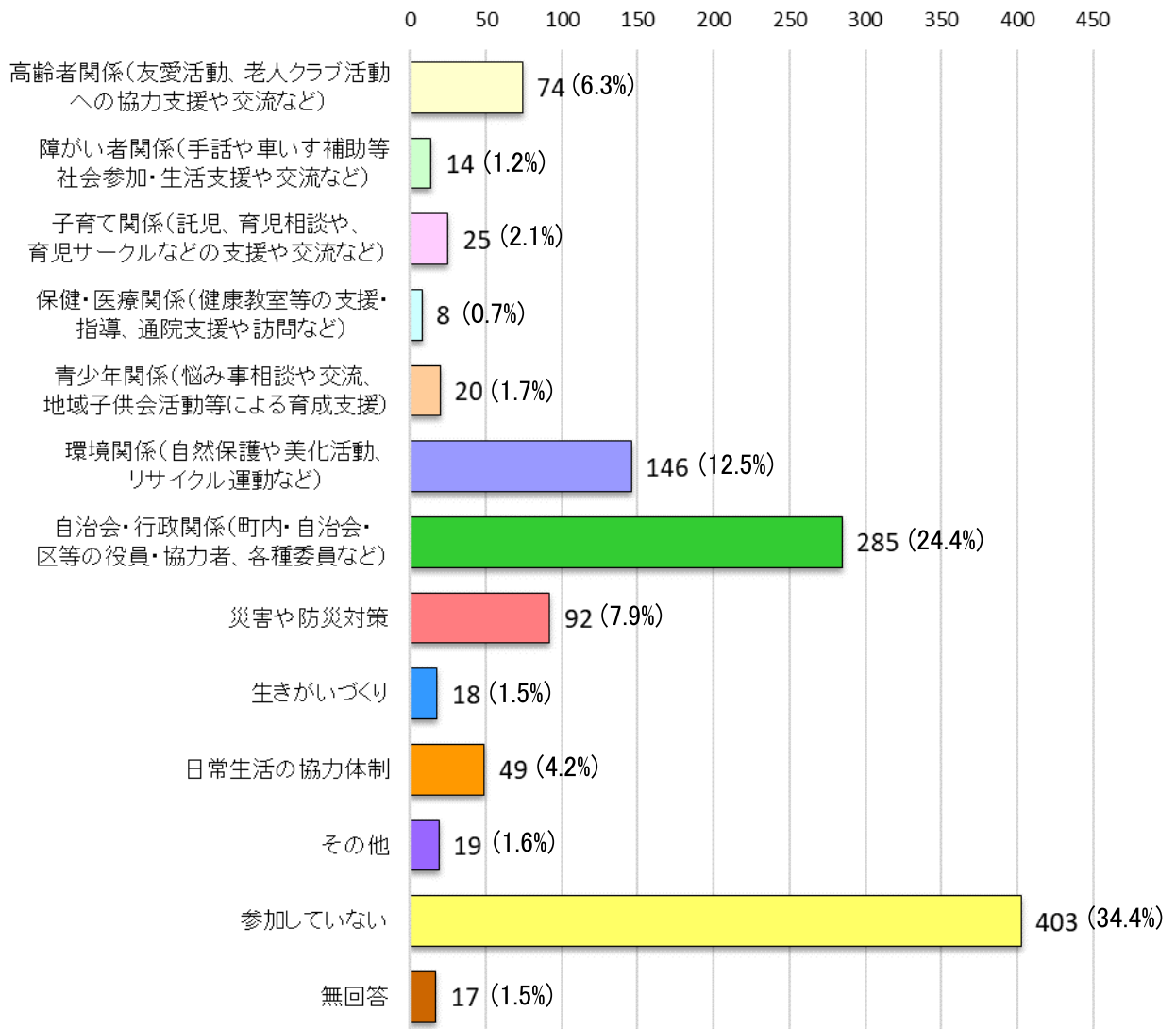
⑦ 地域の支え合い活動など、地域で市民主体の活動を活発にするため、今後どのようなことが重要だと考えますか（3つまで）



- 「活動をするための人材支援」が28.5%と最も高くなっています。
- 住民座談会でも、「地域の活動を行うための人材が不足している」と、多くの意見がありました。
- 「地域での生活課題の情報提示の質や量」が23.8%で2位となっており、情報提供の充実が求められています。

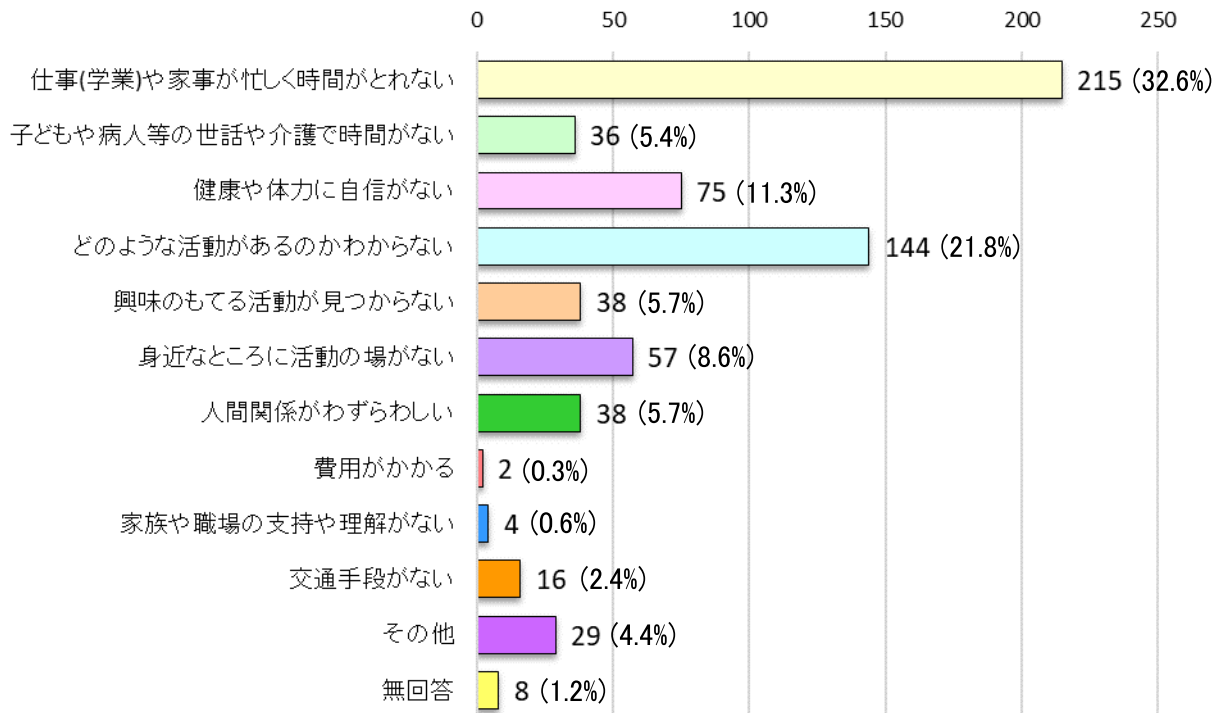
4 ボランティア活動を広げるには

⑧ あなたが現在、地域でボランティア活動に参加しているのは、どのような分野ですか
(すべてに)



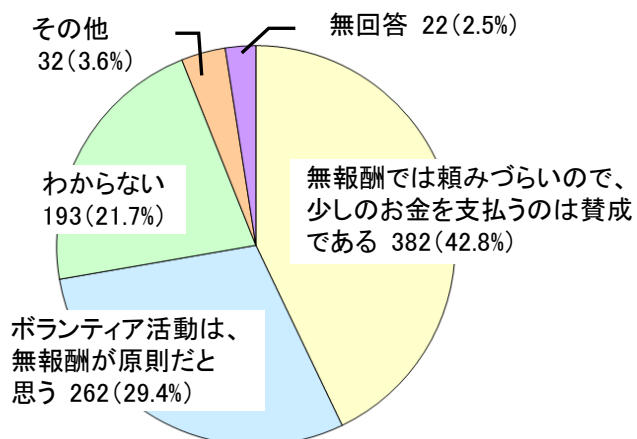
- ・参加しているボランティア活動について、「自治会・行政関係」が 24.4%と最も高く、以下、「環境関係」(12.5%)、「災害や防災対策」(7.9%)となっています。
- ・「参加していない」が 34.4%と非常に高くなっています。

⑨ 「参加していない」と答えた方でボランティア活動に参加したことがない理由は
(3つまで)



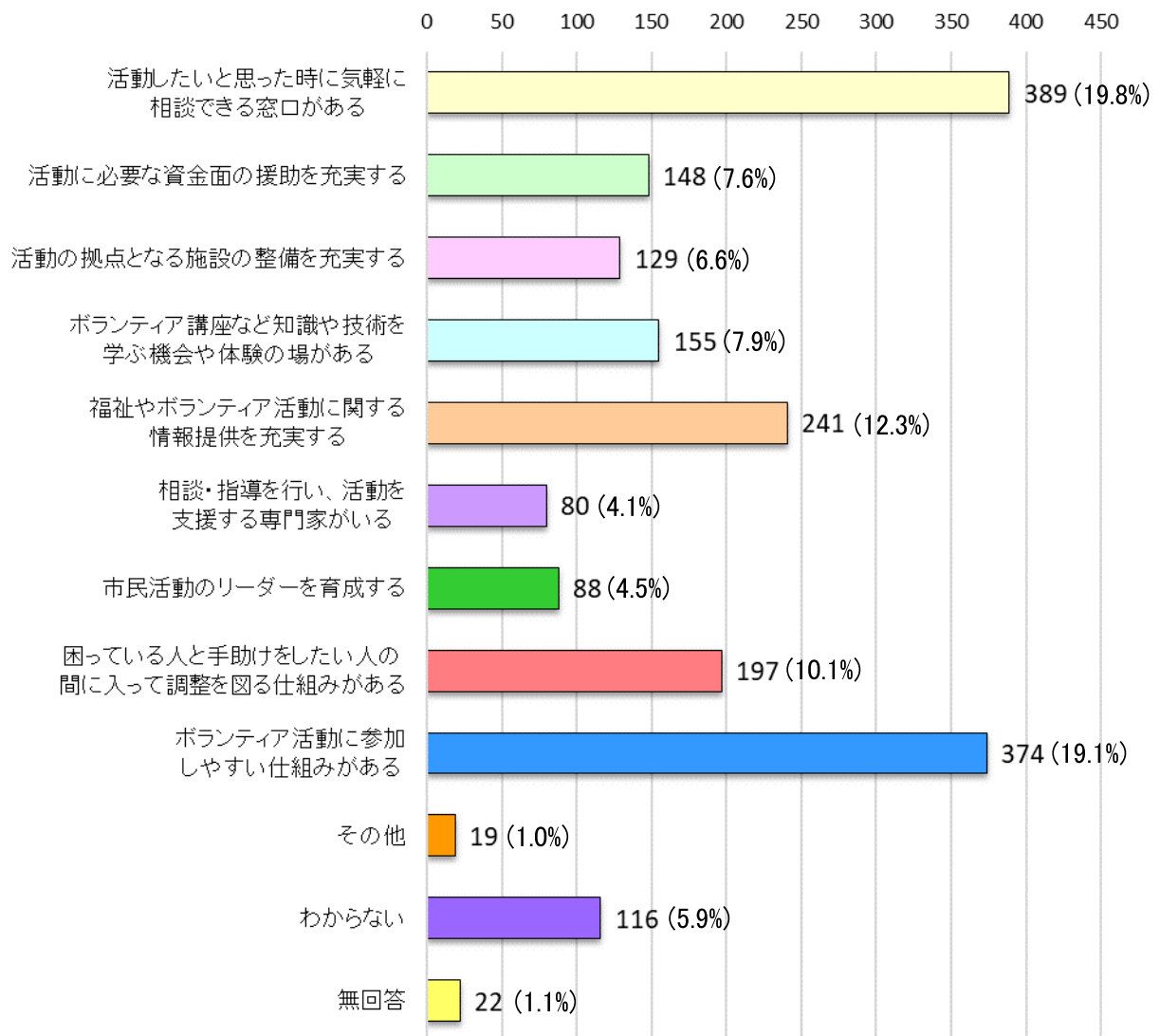
- ボランティア活動に参加したことがない理由として、「仕事(学業)や家事が忙しく時間がとれない」が32.6%で最も高くなっています。
- 前回の調査でも「仕事(学業)や家事が忙しく時間がとれない」が25.1%で、最も高くなっていました。
- 「どのような活動があるのかわからない」が前回に続いて2位(21.8%)となっており、更なる啓発が必要であると思われます。

⑩ ボランティアのあり方として、有償、無償の議論がありますが、あなたは「有償ボランティア」について、どのようにお考えですか



- ボランティアの有償・無償について、「ボランティア活動は、無報酬が原則だと思う」が29.4%に対し、「無報酬では頼みづらいので、少しのお金を支払うのは賛成である」が42.8%となっており、有償ボランティアに賛成の方が非常に多くなっています。

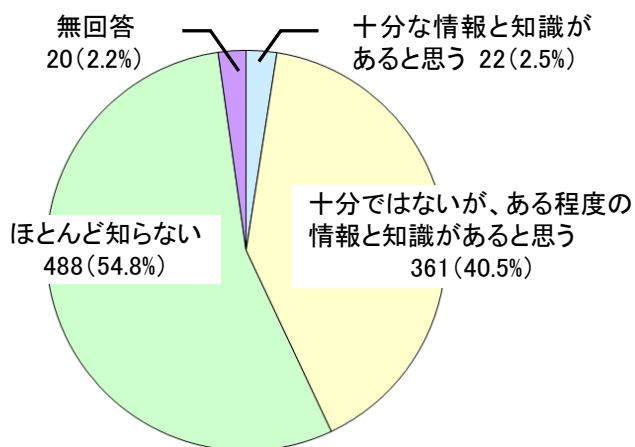
⑪ ボランティア活動の輪を広げるために、今後どのようなことが特に重要だと考えますか（3つまで）



- 「活動したいと思った時に気軽に相談できる窓口がある」が19.8%で最も高くなっています。（前回は18.9%で2位）
- 「ボランティア活動に参加しやすい仕組みがある」が19.1%で2位となっています。（前回は21.7%で1位）
- 「福祉やボランティア活動に関する情報提供を充実する」が12.3%で3位となっており（前回は11.5%で3位）、情報を伝えるための取り組みについて、更なる充実が求められています。

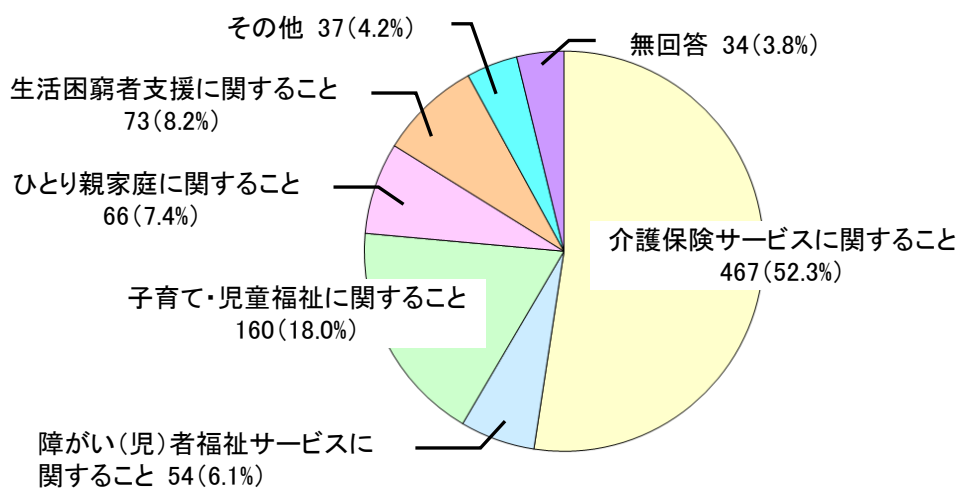
5 西予市の福祉サービスについて

⑫ あなたは、西予市の福祉サービスについて、どの程度ご存じですか



・西予市の福祉サービスについて、54.8%と半数以上の方が「ほとんど知らない」と回答されており、更なる情報提供の充実が必要であると思われます。

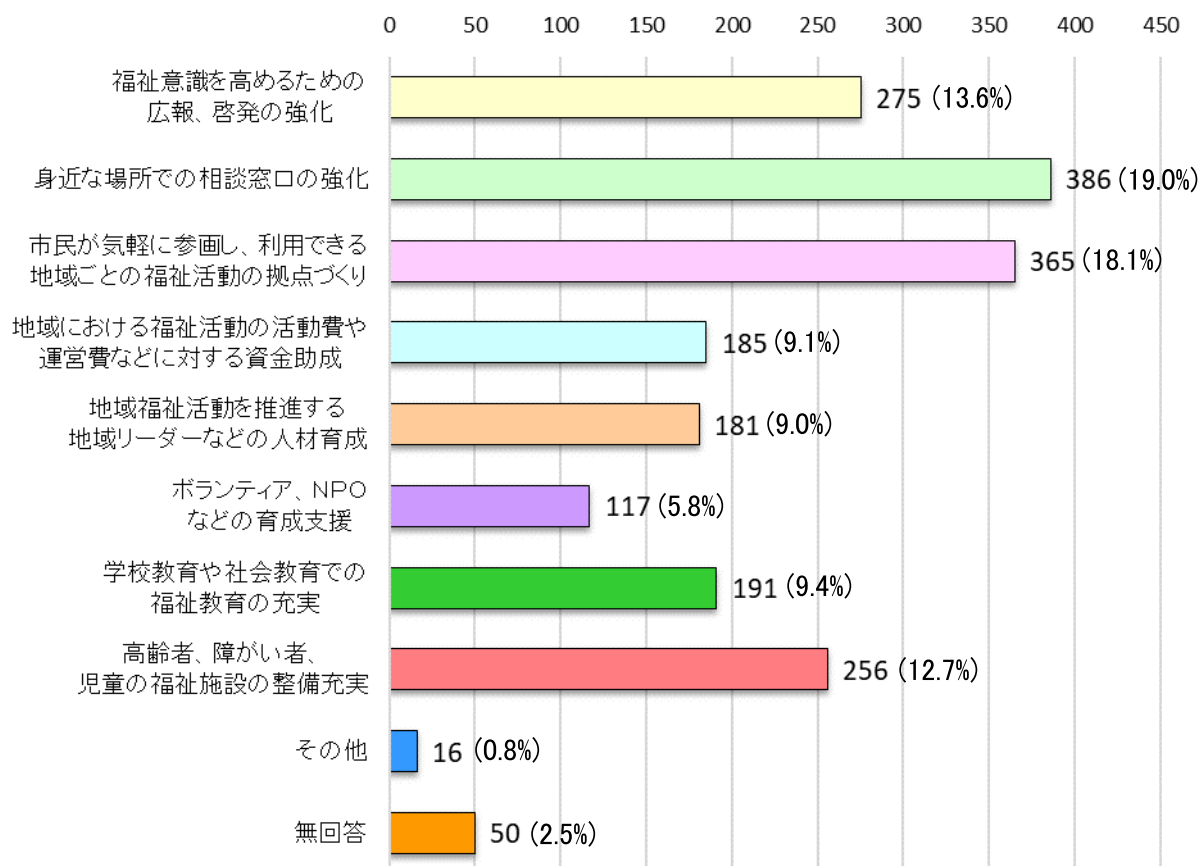
⑬ あなたは、西予市内の福祉サービスの中で、今後力を入れるべきと考えるものはなんですか



・「介護保険サービスに関すること」が52.3%と最も高く、以下「子育て・児童福祉に関すること」(18.0%)、「生活困窮者支援に関すること」(8.2%)となっています。

6 福祉のまちづくりの推進について

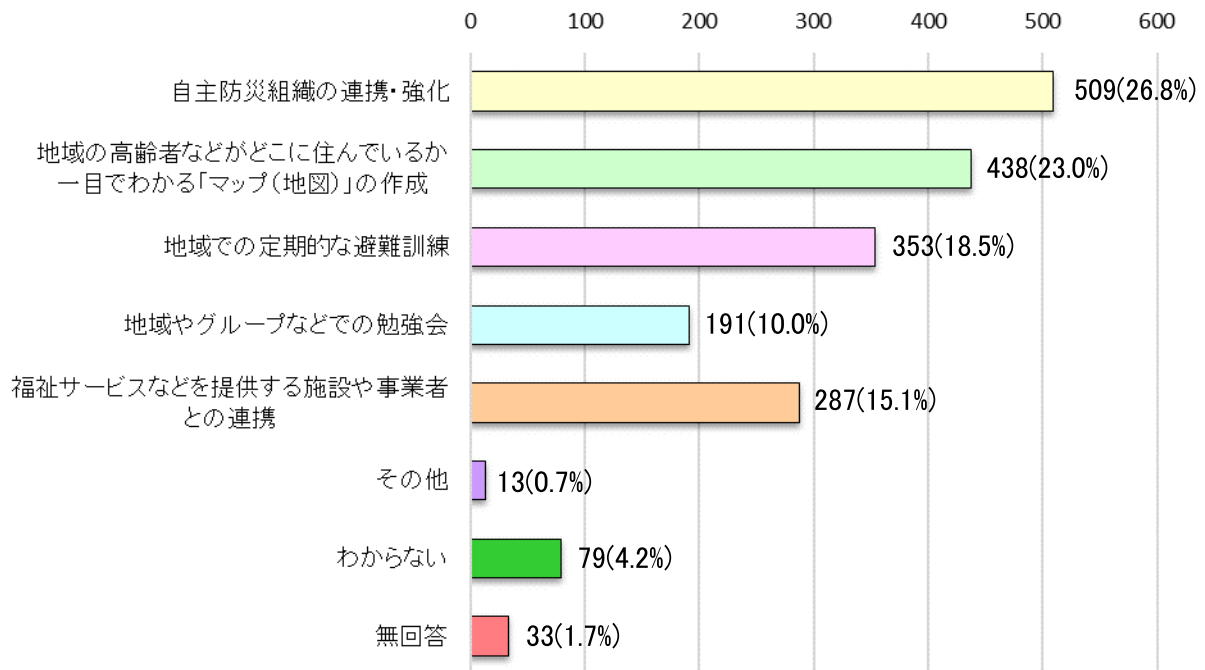
⑭ あなたは、地域福祉を推進するため、今後何が必要だと思いますか（3つまで）



- 福祉のまちづくりに必要なものについて、「身近な場所での相談窓口の強化」が19.0%で最も高くなっています。以下「市民が気軽に参画し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり」(18.1%)、「福祉意識を高めるための広報、啓発の強化」(13.6%)、「高齢者、障がい者、児童の福祉施設の整備充実」(12.7%)となっています。
- 前回の調査では、「市民が気軽に参画し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり」が17.9%と最も高く、以下「身近な場所での相談窓口の強化」(17.4%)、「高齢者、障がい者、児童の福祉施設の整備充実」(13.8%)、「福祉意識を高めるための広報、啓発の強化」(13.5%)となっていました。
- 住民座談会において、空き家を活用した「集いの場」など、拠点づくりについての意見がありました。

7 災害時に住民がささえあう地域づくりについて

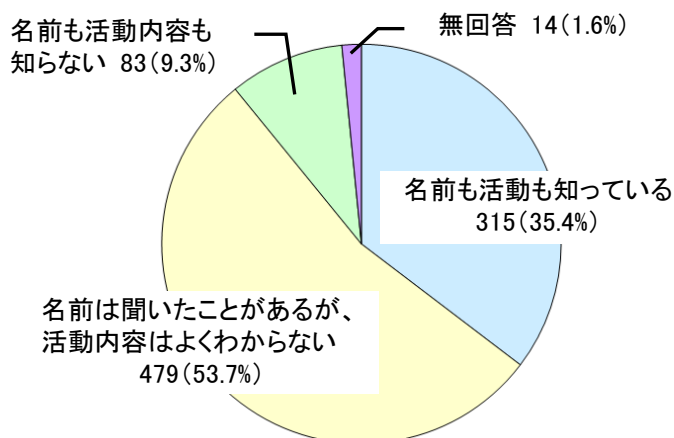
⑮ 「災害時に住民が支え合う地域づくり」には何が必要だと思いますか



- ・「自主防災組織の連携・強化」が26.8%と最も多く、以下「地域の高齢者などがどこに住んでいるか一目でわかるマップの作成」(23.0%)、「地域での定期的な避難訓練」(18.5%)と続いています。
- ・全国で多発する大規模な災害や平成30年7月豪雨災害により、住民の危機意識は高まっており、災害時に備えてささえあい活動を推進していく必要があります。

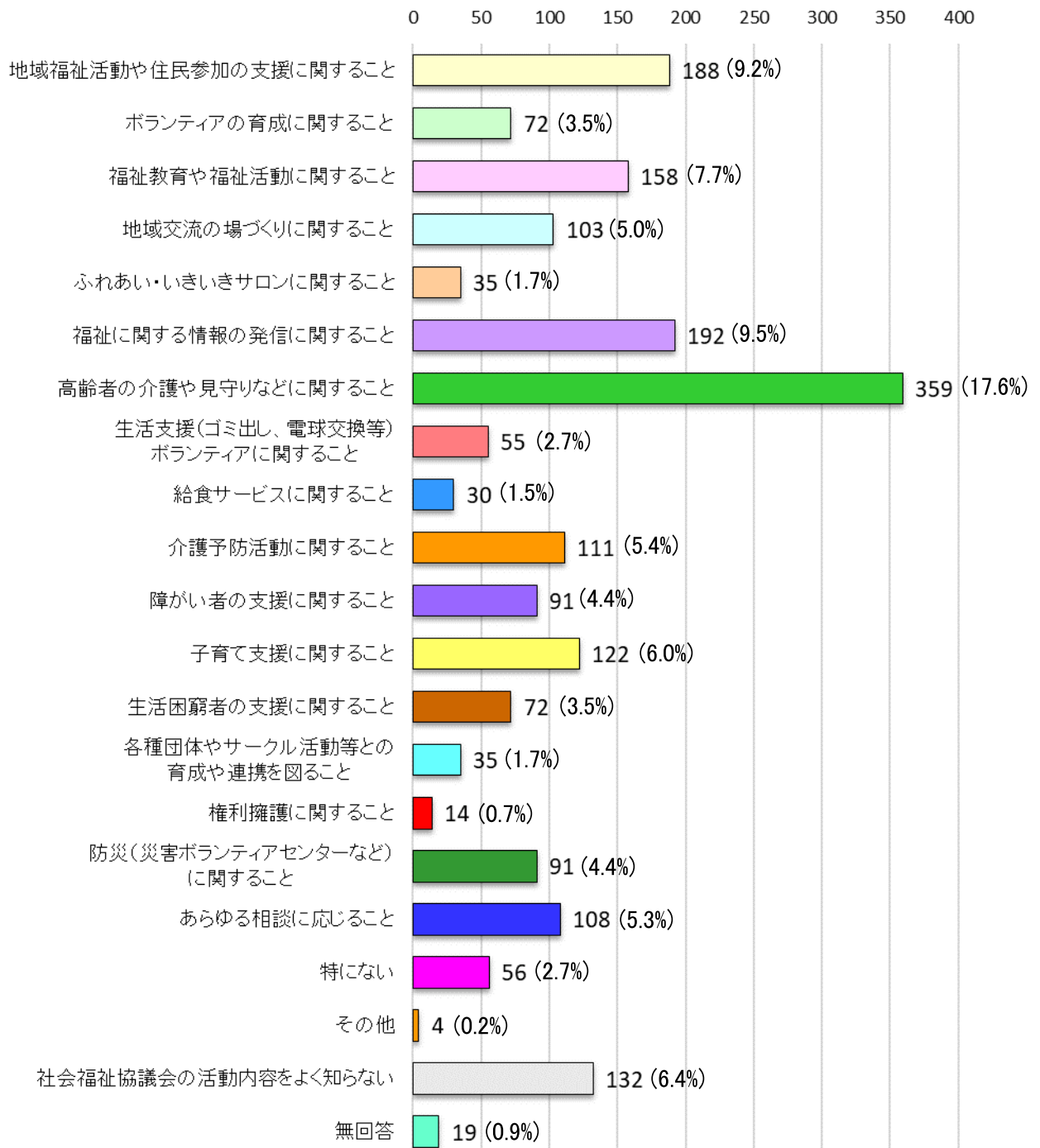
8 社会福祉協議会の認知度と求められる役割について

⑯ あなたは、西予市社会福祉協議会を知っていますか



- ・「名前も活動も知っている」「名前は聞いたことがある」の合計が89.1%と、多くの方に社会福祉協議会の名前については認知をいただいています。
- ・「活動内容はよくわからない」「名前も活動内容も知らない」の合計が63.0%と、活動内容については、十分に理解を得られているとは言い難い状況となっています。

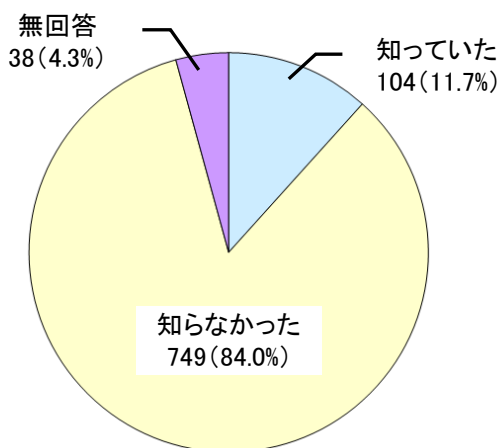
⑰ 社会福祉協議会の活動において、今後どのような分野での役割を期待しますか
(3つまで)



- 社会福祉協議会に期待される役割として、「高齢者の介護や見守りなどに関すること」が17.6%で最も高くなっています。
- 「福祉に関する情報の発信に関すること」が9.5%で2位となっています。
- 「地域福祉活動や住民参加の支援に関すること」が9.2%で3位となっています。

9 地域福祉活動計画の認知度

⑱ あなたは「地域福祉活動計画」という計画をご存知でしたか



・「地域福祉活動計画」について、84.0%の方が「知らなかった」と回答されており、現在の認知度は低くなっています。

10 自由記述から

自由記述での意見については、次のとおりとなっています。（意見の多いものから順に記載しています。）

- ①「相談窓口の充実」「わかりやすい相談体制の整備」「相談窓口の一本化」
- ②「子育て支援の充実」「子育て環境の整備」「若者が住みやすい地域づくり」
- ③「高齢者の居場所づくり」「介護予防の推進」「健康寿命の延伸」
- ④「わかりやすい情報発信」「インターネット・CATVの活用」
- ⑤「地域コミュニティの希薄化への対応」「地域での助け合いの推進」
- ⑥「人材育成」「地域リーダーの育成」「専門職の充実・スキルアップ」
- ⑦「一人暮らし高齢者対策・見守り体制の充実」「認知症対策の充実」
- ⑧「ボランティアの育成」「災害時の助け合いの重要性」

最も多かったのは、介護や障がいなどの福祉サービスや、困りごとの相談をどこにしたらいいかかわからないなど相談窓口に対する意見でした。以下、子育て支援、高齢者対策の充実、わかりやすい情報発信などが続いております。

また、21ページの「③ふだん、あなたとご近所の人との関係は次のどれに近いですか」であったように地域コミュニティの希薄化に対する意見もあり、今後、地域での助け合いを推進したり、リーダー育成に取り組んでいく必要があります。

第4章

計画の基本方向

第4章 計画の基本方向

1 基本理念

本計画の基本理念は、市の地域福祉計画と基本理念を共有し、計画を連携して策定し、西予市における地域福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するという考えから、地域福祉計画と同一の基本理念を掲げます。

基本理念

**みんながささえあい
くらしで安心が体感できるまちづくり**

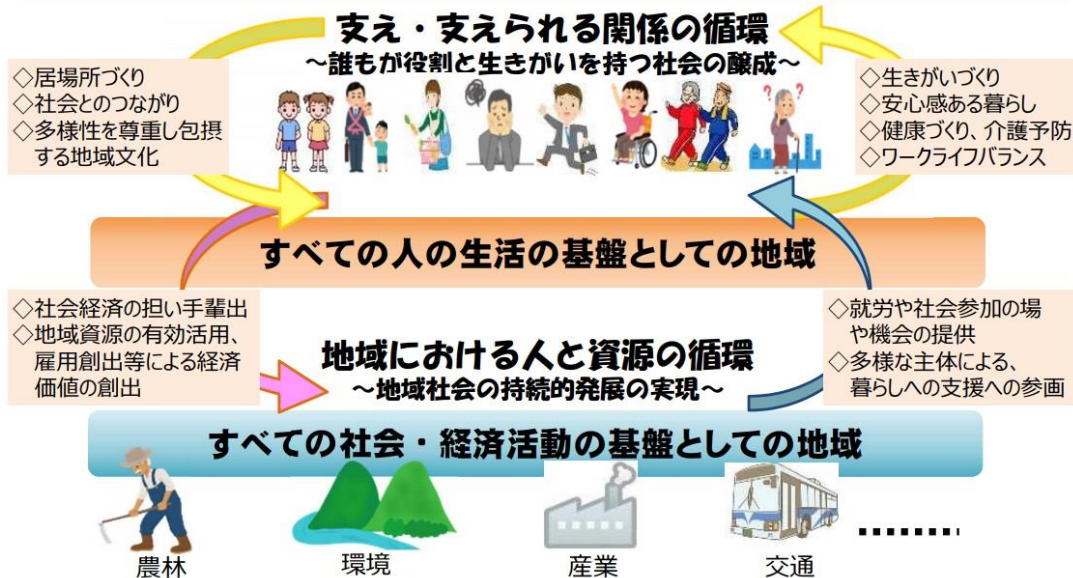
本計画は、住民主体の理念に基づき、住民一人ひとりが抱えている様々な福祉課題を地域全体の課題として、他人事ではなく「我が事・丸ごと」として捉え、みんなで考え、話し合い、活動を計画し、自助・共助・公助の連携を図り解決していこうとするものです。

住民が地域とのつながりを持ち、思いやりを持って、共に生き、共に支え合う輪を広げることによって、西予市における「地域共生社会」の実現を目指します。

【参考】地域共生社会のイメージ：出典 厚生労働省資料

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



2 基本目標

市と連携・協働しながら地域福祉を推進するため、地域福祉計画の4つの基本目標を共有するとともに、社会福祉協議会の基盤強化に関する1つを加え、次の5つを本計画の基本目標とします。

基本目標 1 ささえあう意識づくり

基本目標 2 つながり・ささえあう地域づくり

基本目標 3 福祉サービスの充実と包括的な相談体制づくり

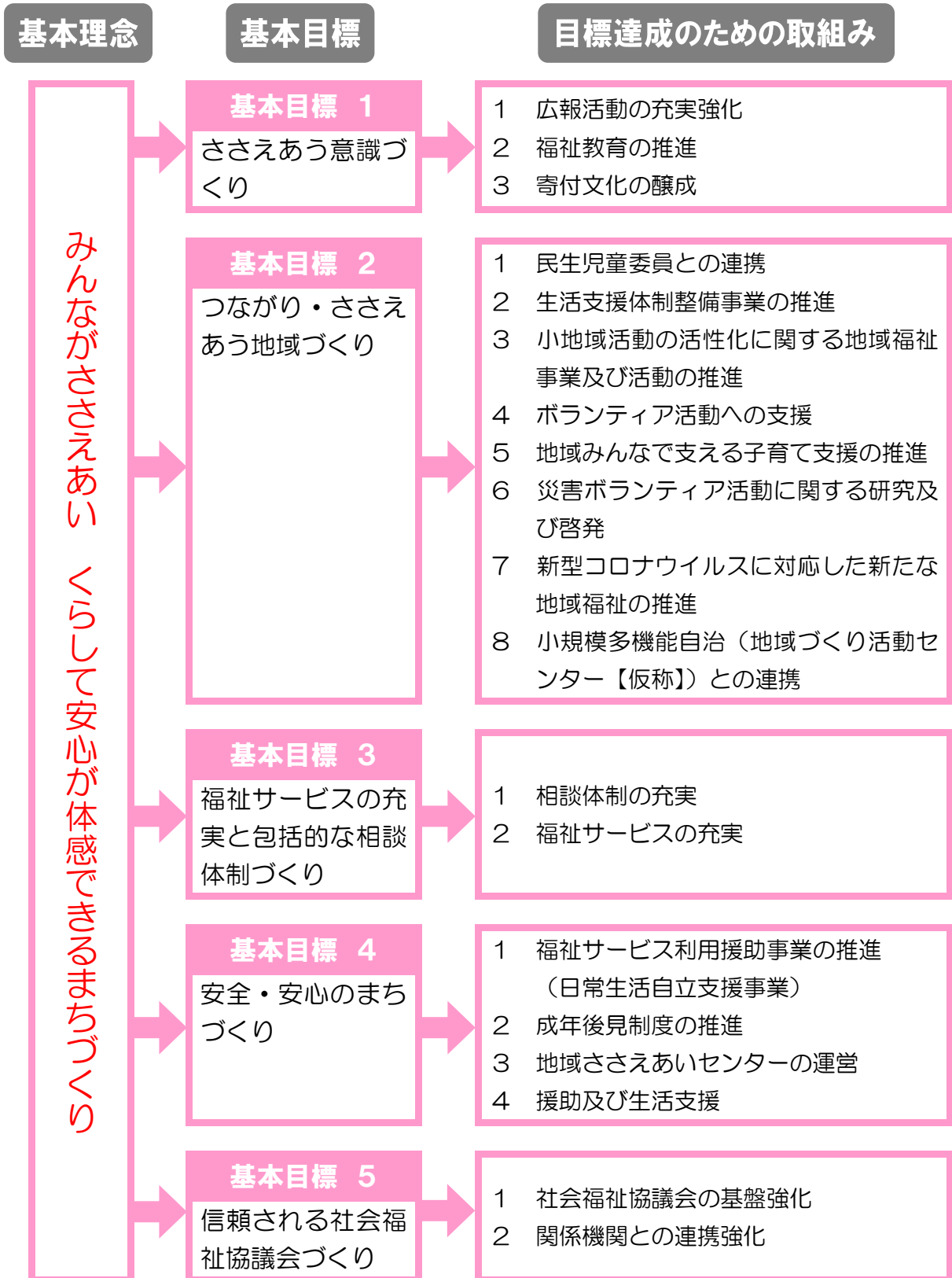
基本目標 4 安全・安心のまちづくり

基本目標 5 信頼される社会福祉協議会づくり

3

計画の体系

基本目標を達成するための取組み等、計画全体の体系図は次のとおりとなります。



第5章

実施計画

第5章 実施計画

基本目標 1 ささえあう意識づくり

実施計画 1 広報活動の充実強化

地域福祉に関する情報や地域での活動や取り組みに関する情報を発信していくことは、福祉課題・福祉活動への関心を高めるためだけでなく、地域の福祉力を高めるためにも不可欠であることから、幅広い年代の方々に関心を持っていただける情報発信に努めます。また、地域福祉の情報にふれる機会が増えることで、あまり関わりのなかった方についても地域福祉がより身近なものとなり、社協活動を理解・支援してくださる方が増えるように取り組みます。

- 1 西予市社協広報「おあしす」の発行
- 2 ホームページ、フェイスブックを活用した情報の発信
- 3 地域における広報・啓発活動
- 4 (旧町ごとの)支所だより及び本所だよりの発行
- 5 西予市社会福祉大会の開催
- 6 「地域福祉フォーラム」の開催

実施計画 2 福祉教育の推進

福祉教育は、学校等で子どもたちに行われる教育だけでなく、地域住民が地域での福祉活動を通じ、一人ひとりが地域の福祉問題に気づき、共有し、その解決に向けて協働していく、気づきと学びのプロセスとなります。

この福祉教育のプロセスは、地域福祉を推進していくために重要なものであり、「子どもの豊かな成長」と「地域福祉の推進」という2つの側面があります。

現在の地域福祉を担う人材への啓発、また、次世代の地域福祉を担う人材の育成の2つの視点からの福祉教育を進め、他者への思いやりの心を育てていくとともに、地域福祉の推進のための理解者・支援者の拡充に取り組みます。

- 1 福祉教育の推進
 - (1) 福祉協力校の指定
 - (2) 高齢者疑似体験資材の貸出・出前講座の実施
 - (3) コミュニティスクール^{※5}導入に関する協力
- 2 高齢者に関する介護知識・技術等普及・促進並びに啓発

- (1) 介護教室等の実施
- (2) 高齢者擬似体験資材の貸出
- (3) 介護予防サポーターの活動支援と養成の協力

3 外国人や性的マイノリティ^{※6}など多様な生き方・文化の尊重

- (1) 関係機関と連携による、多文化共生の地域づくりの研究
- (2) 社協内部や関係機関との研修会等による、多様な生き方・文化への専門性の向上

4 合理的配慮^{※7}の推進

- (1) 合理的配慮についての理解の浸透を通じた、障がいのある人の社会参加の促進
- (2) 社協内部や関係機関との研修会等による、合理的配慮への専門性の向上

※5 コミュニティースクール … 学校運営協議会を設置し、学校と保護者や地域住民が共に知恵を出し合い、学校運営に積極的に意見を反映させることで、一緒に協力しながら子どもたちの豊かな成長を支える「地域とともにある学校づくり」を進めるための仕組みです。

※6 性的マイノリティ … 同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のことをいいます。

※7 合理的配慮 … 障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）が求められるものです。その内容は、障がい特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

実施計画 3 寄付文化の醸成

地域福祉活動への参加方法の一つとして、まごころ銀行や赤い羽根共同募金、地域歳末たすけあい募金、日赤の活動費など、寄付を促進する取り組みを進め、寄付文化の醸成を図ります。

1 西予市まごころ銀行の運営と寄付金活用事業の促進

- (1) 預託者の意志に基づく有効活用事業の実施
- (2) 西予市まごころ銀行運営委員会の開催
- (3) まごころ銀行助成要綱に則った「福祉団体等」への助成

2 愛媛県共同募金会・西予市共同募金会との連携と共同募金及び歳末たすけあい運動並びに日本赤十字社活動資金募集への協力

- (1) 配分金の活用による募金活動への理解促進

(2) 日本赤十字社活動資金募集への協力

3 クラウドファンディング^{※8}を活用した寄付の募集に関する研究

※8 クラウドファンディング …「群衆（クラウド）」と「資金調達（ファンディング）」を組み合わせた造語で、「インターネットを介して不特定多数の人々から少額ずつ資金を調達する」ことを指し、新たな資金調達の仕組みとして近年注目されています。

基本目標 2 つながり・ささえあう地域づくり

実施計画 1 民生児童委員との連携

地域福祉に対するニーズが多様化する中、地域住民の福祉ニーズの把握、情報の提供、関係機関への調整などを行う民生児童委員の役割は年々重要性が高まっています。地域福祉の推進役としての役割は社会福祉協議会と共通しており、民生児童委員とより一層連携を密にして、地域福祉活動の充実を図っていきます。

1 民生児童委員との協働及び活動への支援

- (1) 心配ごと相談事業の実施
- (2) 見守りを兼ねた給食サービス・オムツ配布等の実施

2 安心キットの普及・啓発

まごころ銀行の財源により整備した「安心キット」の普及・啓発を民生児童委員と協働し推進する。

実施計画 2 生活支援体制整備事業の推進

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者などが西予市を含め全国的に増加しています。このような中、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、つながりや生きがい、役割を持ちながらいつまでも暮らし続けることができる西予市を目指し、地域の高齢者の支援ニーズと地域資源の状況把握に努め、それらの見える化や問題提起、地縁団体等多様な主体への協力依頼等の働きかけ、関係者のネットワーク化、目指す地域の姿や方針の共有を行います。併せて、地域の実情に応じた生活支援の担い手の養成や住民主体による活動の支援など、生活支援体制の基盤整備に向けた取り組みを図ります。

- 1 生活支援コーディネーターの配置
- 2 「支えあい推進会議」（協議体）の設置
- 3 地域支援の担い手の養成や住民主体による活動の支援
- 4 地域の集いの場づくりの推進
- 5 地域資源（地域の「宝物」）の見える化と育成

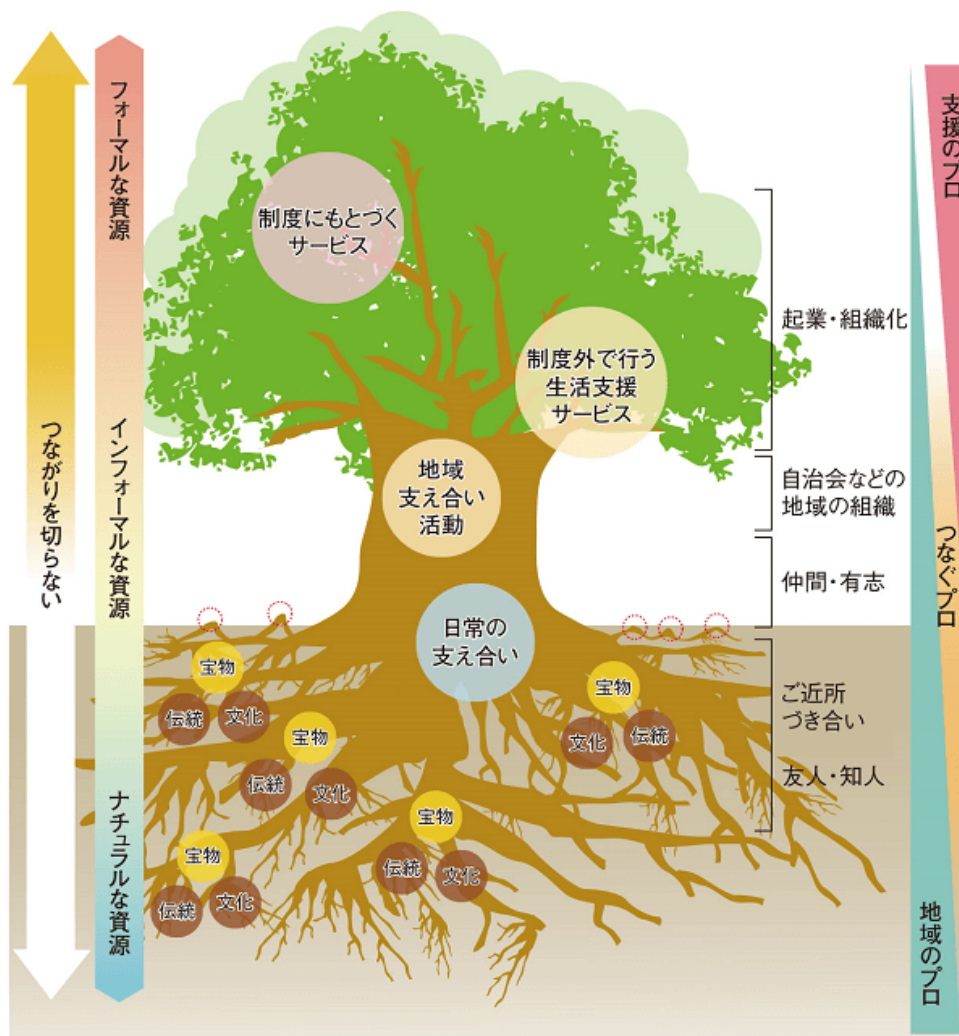
生活支援体制整備事業での地域資源の「見える化」と「育成」について

地域での日常の交流は、支えあい活動の基盤です。人の住むところには、地域独自の文化と伝統が育まれ、さまざまな知恵や工夫、技によって暮らしが営まれています。

たとえば、隣近所とのあいさつやお茶飲みは、ゆるやかな見守りにつながっていますし、立ち話や趣味のサークルは情報交換の場でもあります。これらは日常の当たり前の営みであるため、地域住民自身、この大切さに気づいていない場合が多く、それゆえに外部の人にはなかなか見えてきません。その地域に暮らしている人の知恵や工夫・技、特段意識しないでやっている支えあいなどを、西予市社協では地域の「宝物」と呼んでいます。

図1のように、地中の根っこの部分に「宝物」があります。このような宝物を大事に育むことが、豊かな地域づくりにつながります。

(図1) 地域づくりの木



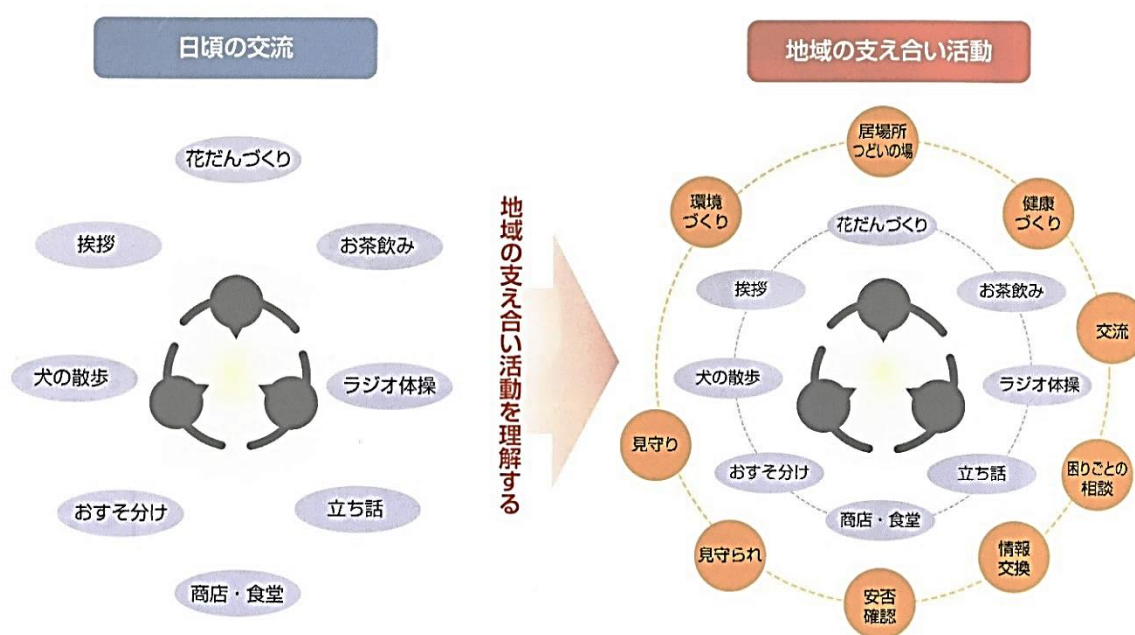
「宝物」を見つけたら、その取り組みがより輝くように、みんなで共有することが大切となります。何気なく行っている毎朝の犬の散歩が「健康づくり」や「見守り活動・見守られ活動」になっているかもしれません。また、町内会・老人クラブなどが行う定期的な花だんづくりが環境づくりだけでなく、地域の「つどいの場」や「情報交換」になっているかもしれません（図2）。

このような地域の営みを見つけて、つないでいくと、結果的に支えあいのネットワークができて生活を支援する体制になります。

その役割を果たすのが、生活支援体制整備事業の『生活支援コーディネーター』と『協議体』であり、住民の方と一緒に地域の「宝物」を見つけ出し、育むことを通して、誰もが住みよい地域づくりを目指していきます。

（図2）

日頃の交流を意識化



【参考資料】

特定非営利活動法人 全国コミュニティライフサポートセンター（CLC）

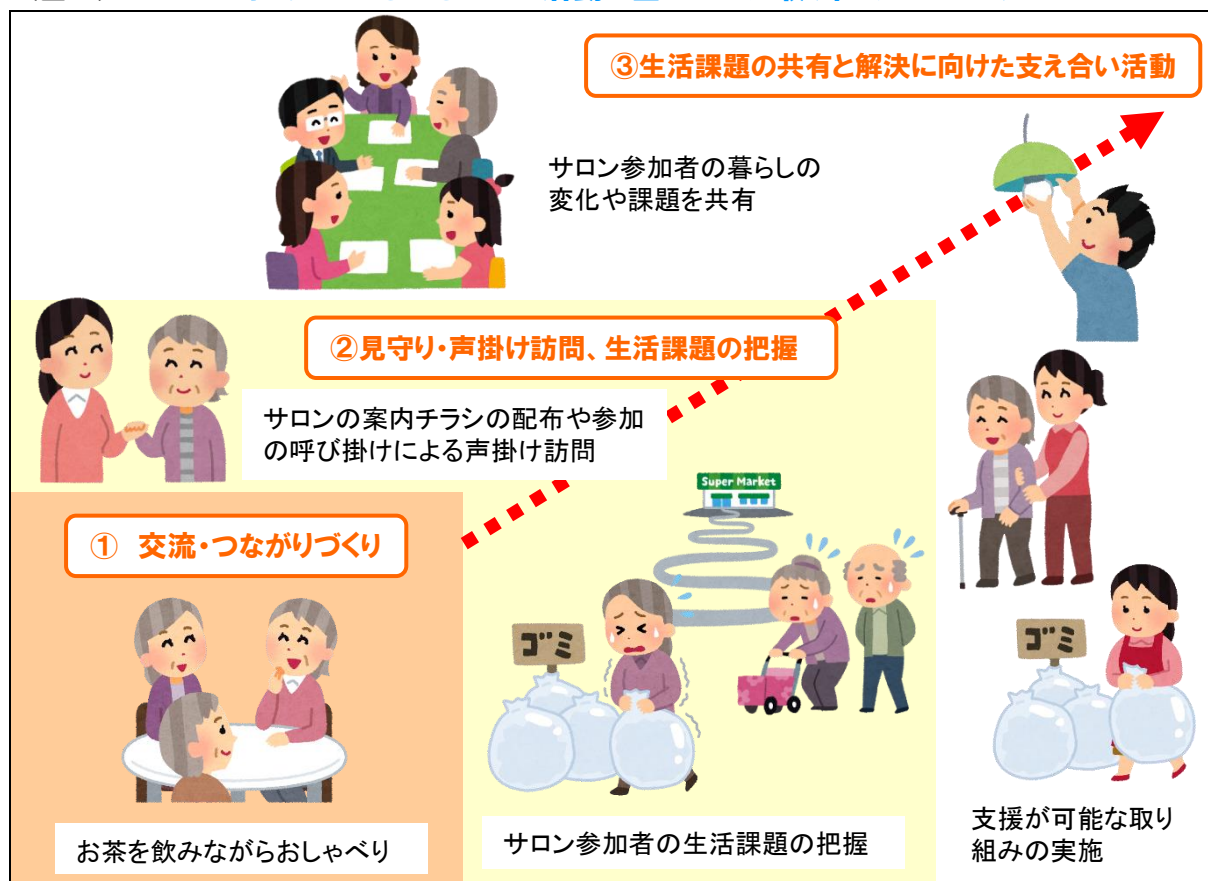
実施計画 3 小地域活動の活性化に関する地域福祉事業及び活動の推進

身近な地域で課題解決に向け、住民同士が支え合い、解決する仕組みづくりを行うため、小地域福祉活動の推進に努めます。

また、地域で互いに支えあう関係を築くためには、まずは住民同士が知り合ってつながることが必要であり、地域の交流・つながりづくりの場として「ふれあい・いきいきサロン」において、「仲間づくり」「居場所づくり」「生きがいつくり」の活動が展開されています。サロンなど小地域での活動を通じて、お互いの顔が見えるエリアにおける住民同士による支え合い活動の基盤づくりを図り、地域で孤立しがちな生活課題を抱えた気になる方を意識しながら、見守りや日常生活のちょっとした困りごとをできる範囲で手助けができる関係づくりを進めます。

- 1 ふれあい・いきいきサロン事業の推進・充実
- 2 西予市生き生きシニアポイント事業の実施
- 3 地区社会福祉協議会の活動推進
- 4 地域食堂の推進
- 5 移送支援に関する活動の研究
- 6 障がいのある人を対象としたサロン事業の推進

(図3) ふれあい・いきいきサロン活動を基盤とした取り組みのイメージ



実施計画 4 ボランティア活動への支援

ボランティア活動の基本的な性格として、「自発性」「無償性」「公益性」「創造性」があります。今日のボランティア活動は当事者の支援活動だけでなく、環境、文化、保健・医療、国際協力に関わる支援など活動領域は拡大しています。そしてボランティア自身も「生きがい」「自己実現」といった考えが強くなりました。また、ボランティアはちょっとした出会いや気づき、こだわりや思いつきから活動が始まることが少なくありません。

西予市社協は、ボランティアセンターの基盤強化を図ると共に、各団体の連絡調整を図り、地域活動に取り組むボランティアの養成講座やボランティアの啓発活動に努め、ボランティア活動に取り組みやすい環境を整備します。

また、今後は実費等を必要とするボランティア活動も想定されるため、多様な活動のあり方とその連携について検討します。

- 1 ボランティア活動に対する情報の収集・提供及び啓発
- 2 各種ボランティア講座・研修会の開催
- 3 ボランティア活動保険の加入促進

実施計画 5 地域みんなで支える子育て支援の推進

西予市社協では、誰もが安心して子どもを育てられる地域を目指し、地域全体で子育てを行うという意識を高め、住民グループや次世代に向けての人材の育成などを支援し、地域ぐるみで子どもを安心して健やかに育てられる環境づくりを推進します。

- 1 子育てサロンの推進
- 2 子育て支援講座（「わたしへのごほうび講座」等）の開催
- 3 「こども食堂」及び「地域食堂」※⁹の推進
- 4 ファミリーサポートの研究
- 5 学習支援に関する研究

※⁹ 「こども食堂」「地域食堂」… 地域住民や自治体が主体となり、無料または低価格帯で子どもたちに食事を提供するコミュニティの場です。貧困家庭の子どもへの支援に限らず、家庭における共食が難しい子供たちに対し、共食の機会を提供する役割も担っています。また、参加対象を設けず、子どもからお年寄りまで誰もが気軽に参加でき、地域の人々をつなぐコミュニケーションの場として、「地域食堂」の取り組みも全国で広がっています。

実施計画 6 災害ボランティア活動に関する研究及び啓発

平成30年7月豪雨で西予市は甚大な被害が発生し、また、大規模な災害が全国で多発しています。地域において市民が安心して生活を送るため、日頃から災害に対する安心・安全なまちづくりが求められます。

そのためには、地域において自治会を主とした防災意識の向上のほか、災害弱者と言われる要配慮者に対する支援体制の充実が必要です。災害発生時及び復興には、行政や関係機関の力だけでなく多くのボランティアの力が必要となってきます。西予市社協は、災害が発生した時これまで培ってきたネットワークを生かし、被災者に寄り添った支援が円滑に行えるよう災害ボランティアセンターの設置体制の充実を図ります。そのために災害ボランティアセンターの運営等に携わることのできる人材の育成、並びに関係機関の連携を目指した、災害ボランティアのネットワーク拡充に努めます。

- 1 災害ボランティアセンター中核スタッフ養成プログラムへの参加
- 2 災害時対応マニュアルの再検討
- 3 災害ボランティアセンター設置訓練の研究
- 4 災害ボランティアに対する意識の啓発
- 5 災害ボランティア養成講座の実施
- 6 災害時連携を念頭に置いたネットワークの推進・構築
- 7 要配慮者の支援に関する研究
- 8 感染症対策に配慮した災害ボランティアセンターの運営に関する研究

実施計画 7 新型コロナウイルスに対応した新たな地域福祉の推進

新型コロナウイルスの感染拡大により、人と人とが互いに距離を取り、接触する機会を減らすことが求められ、地域住民によるふれあい・いきいきサロン等の「集いの場」やボランティア活動は休止や延期等の活動自粛を余儀なくされています。

こうした活動に支えられてきた高齢者などは社会参加の機会を失くし、閉じこもりがちな生活になってしまうなどの課題が生じています。

今後、地域住民のくらしが新しい生活様式へ移行していくことに併せて、「with コロナ」に対応した新たな地域福祉を推進していきます。

- 1 新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した、ふれあい・いきいきサロン等の地域の「集いの場」の推進
- 2 電話やスマホなどを活用した、安否確認・交流活動についての情報提供
- 3 手作りマスク作り等、コロナ禍での新しいボランティア活動の推進
- 4 オンラインによる研修会や講座の開催

実施計画 8 小規模多機能自治（地域づくり活動センター【仮称】）との連携

「自分たちの地域は自分たちの手で」を基本理念に、地域住民自らが総働によって、主体的・積極的に地域づくりに挑む小規模多機能自治（地域づくり活動センター【仮称】）の取り組みが進められています。

町内会・自治会などの地縁型団体に求められる役割が従来の行事・活動から、安心・安全を高めるための福祉などを中心とした事業に進化する中、地域づくりを行う組織との連携を図り、そこに住む誰もが、お互いに支え合い、助け合い寄り添いあえる地域づくりを目指します。

- 1 西予市地域づくり活動センター市民検討委員会への参画
- 2 せいよ地域づくり円卓会議への参加
- 3 地域づくり組織及び公民館との連携・情報共有

基本目標 3 福祉サービスの充実と包括的な相談体制づくり

実施計画 1 相談体制の充実

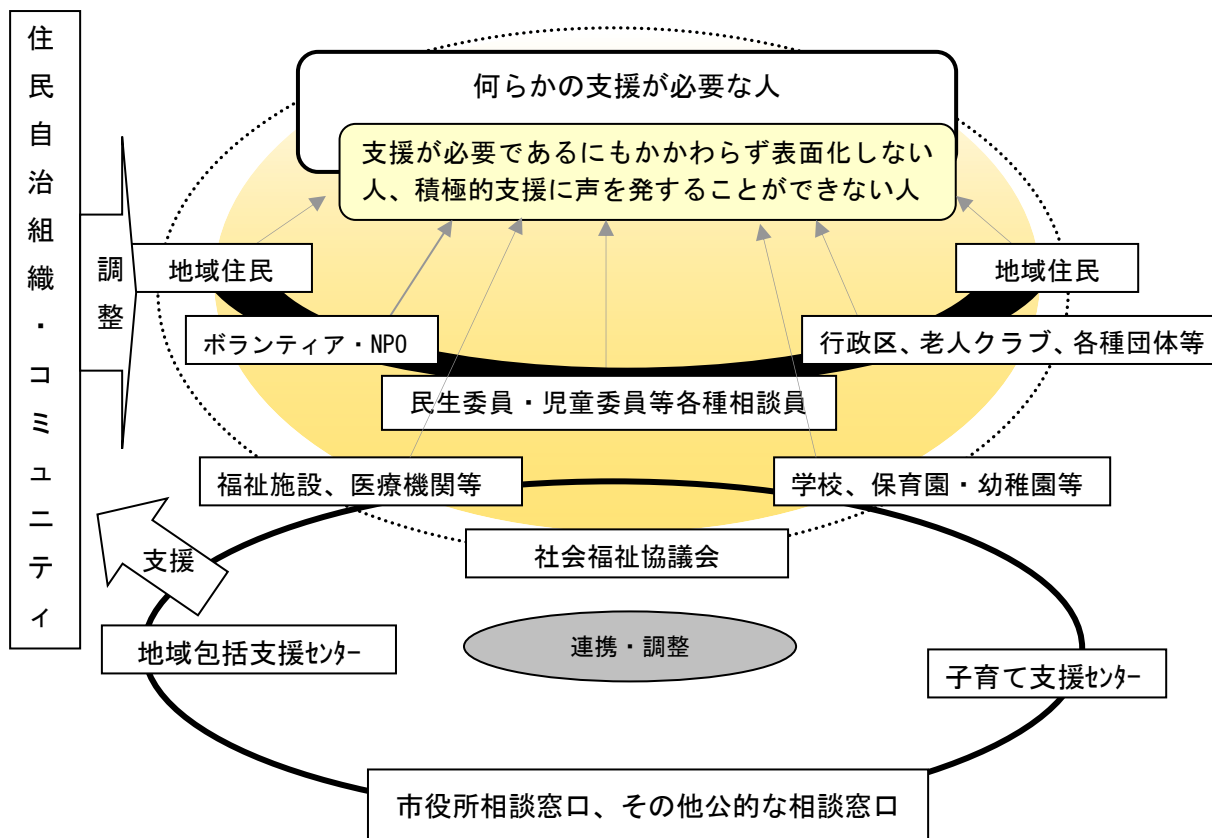
西予市社協は福祉の総合相談窓口として、心配ごと相談を始めとする各種相談窓口により、相談者の適切な問題解決に努めています。

しかし、生活課題が近年ますます複雑化、深刻化し、地域住民の中には、相談できずに悩んでいるなど潜在的なニーズがあることもうかがえます。

そのため、積極的に地域でニーズの把握や相談窓口の周知を行うとともに、各相談機関、団体との連携を強化し、素早い解決につながるよう相互のネットワークづくりに努め、個別の支援から地域の支援につなげていけるよう図ります。

- 1 総合的な相談支援体制の整備
- 2 法律相談等の専門相談の実施
- 3 地域包括支援センターとの協働による介護・福祉・認知症相談の実施
- 4 民生児童委員定例会及び地域ケア会議等での情報共有

(図 4) 地域における相談ネットワーク体制の確立



(第2次西予市地域福祉計画より)

実施計画 2 福祉サービスの充実

近年、核家族化や高齢化が進む中で、人間関係の希薄化、個人の価値観の違い、また認知症高齢者の増加等様々な要因が複雑に絡み合う複合的な原因から、生活課題も多様化しています。

こうした中、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活が送れるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」の構築を実現することが求められています。

そこで、西予市社協では介護保険や障がい者総合支援及び介護予防・日常生活支援総合事業などの各種福祉サービスを安定的に提供する体制づくりを行うとともに、利用者の生活の質の向上や自立に向けて質の高いきめ細やかなサービスの提供を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症に対して、最大限の感染症対策を行いつつ、必要なサービスを継続的に提供する体制の構築を図ります。

1 介護及び介護予防サービス部門等の適切な運営

- (1) 介護保険サービスの提供
- (2) 障がい福祉サービスの提供
- (3) 総合事業における介護サービスの提供
- (4) 総合事業における通所型サービス
 - ・緩和した基準によるサービスの提供（本所・城川支所）
- (5) 訪問介護事業における特定事業所加算事業所としての運営強化
- (6) 訪問介護事業所（本所・宇和・城川）、出張所（明浜・三瓶・惣川）の効率的な運営

2 福祉人材養成・確保に関する事業の実施

質の高い福祉人材の養成・確保及び介護技術等の充実強化と普及を推進する。

3 訪問介護員資質向上の推進

- (1) 各種技術向上研修会への参加
- (2) 介護福祉士資格取得支援事業の実施

4 介護支援専門員資質向上の推進

- (1) 現任研修会への参加
- (2) 各種研修会への参加
- (3) 資格取得及び更新研修費助成事業の実施

5 介護用品販売事業

明浜支所において介護用品（紙オムツ）の販売を実施

6 新型コロナウイルス感染症への対応

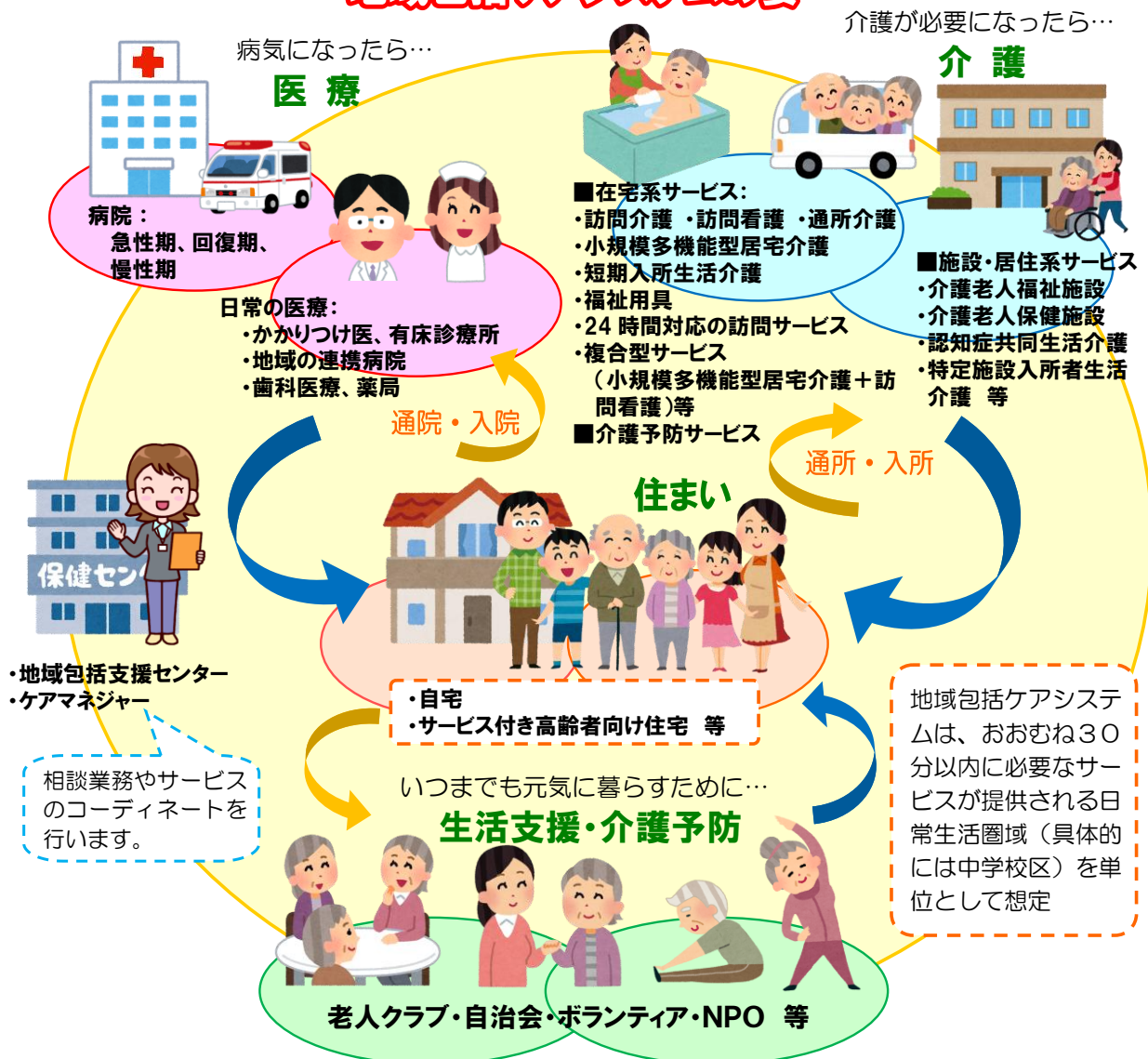
- (1) 十分な感染防止対策を前提とした介護サービスの提供
- (2) 感染症対策に必要な物資の確保

(図5)

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**

地域包括ケアシステムの姿



出典：厚生労働省老健局振興課「介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な考え方」

基本目標 4 安全・安心のまちづくり

実施計画 1 福祉サービス利用援助事業の推進（日常生活自立支援事業）

西予市社協は、認知症や障がい等により福祉サービスの手続きや日常的な金銭管理に不安がある方を支援する、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）を、愛媛県社会福祉協議会から受託して行っています。

今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、この事業が社会全体に理解され、多くの方が安心して生活が送れるよう周知を図り、利用促進に努めます。

また、利用者の多くは、複合的な課題を抱えており、困難ケースも見受けられ、この事業単独では解決できないこともあります。事業を推進するうえからも他職種との連携が必要であり、専門員及び生活支援員の資質向上にあたり、積極的な研修の受講に努めます。

- 1 福祉サービス利用援助事業の推進（愛媛県社協：受託事業）
- 2 生活支援員の活動支援

実施計画 2 成年後見制度の推進

核家族化の進行、高齢者世帯、ひとり暮らし世帯が増加する中、認知症等で自分の金銭の管理や身の回りのことができなくなった時への不安を持つ高齢者や、親亡き後、障がいのある我が子の生活を心配する親等、全国的に成年後見に対するニーズは高まるとともに、同制度を利用する人は年々増加の傾向にあります。

このような状況に対し、判断能力が十分でなくなっても、地域で安心して暮らすことができるよう、制度の周知を図るとともに、西予市社協が成年後見人となる法人後見事業を実施し、意思決定が困難な人の支援を行います。

- 1 成年後見人後見業務の実施
- 2 法人後見運営委員会の運営
- 3 法テラス、関係機関との連携
- 4 成年後見制度利用促進基本計画との連動
- 5 成年後見制度の啓発

実施計画 3 地域ささえあいセンターの運営

平成 30 年 7 月豪雨で被災された方々に対し、被災生活における孤立を防ぎ、生きがいを育み、豊かなかかわりを生み出すこと、そして被災者一人ひとりが早期の生活再建を実現することを支援するため、地域ささえあいセンターの運営を行います。応急仮設住宅・みなし仮設住宅・在宅等の被災世帯を訪問し、困りごとや各種相談への対応、交流の場づくりなど

の支援を一体的に取り組みます。また、被災者の復興状況に合わせた伴走型支援を行います。

- 1 生活支援相談員の配置
- 2 個別訪問の実施（相談）
- 3 生活再建に必要な情報の提供
- 4 行政や関係機関との連携
- 5 住民が交流する場所づくり（サロン活動等）
- 6 伴走型支援体制の確立

実施計画 4 援助及び生活支援

行政で実施している生活困窮者自立支援事業（福祉総合相談センター）と連携を図りながら、生活に困窮している方々の実情やケースに合わせ、身体や心情、金銭面での相談指導など身近な相談窓口として寄り添い、地域で安心して生活できるような体制を築いていきます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減少した方に対して、生計維持のための支援を行います。

- 1 生活福祉資金貸付事業の実施
- 2 緊急食糧支援ネットワーク事業の実施
- 3 生活困窮者自立支援制度における福祉総合相談センター（市）との連携
- 4 フードドライブ^{※10}実施体制の研究
- 5 緊急小口資金及び総合支援資金（生活支援費）の特例貸付の実施

※ 特例貸付の実施は、国が定める期間内とします。

※10 フードドライブ … 家庭で余っている食品を学校・地域・職場などで持ち寄り、それらをまとめてフードバンク^{※11}などに寄付を行い、地域の福祉団体や施設、生活困窮者など必要としている方へ提供する活動です。欧米諸国では食品ロスを削減する取り組みとして広く浸透しており、日本でも徐々に認知が広がっています。

※11 フードバンク … 「食料銀行」を意味する社会福祉活動で、包装の印字ミスや賞味期限が近いなど食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材をNPO等が食品メーカーから引き取って、食べ物に困っている人や福祉施設等にお届けする活動です。1960年代に米国で始まり、日本でも2000年頃から行われています。

基本目標5 信頼される社会福祉協議会づくり

実施計画 1 社会福祉協議会の基盤強化

西予市の地域福祉の拠点として様々な課題に取り組み、市民に信頼される社会福祉法人であり続けることを目指し、法人の適切な運営を行います。そのために西予市、西予市民生委員・児童委員協議会、西予市行政連絡協議会、各ボランティア団体、社会福祉法人等の各関係団体とより一層連携し、理事会や評議員会等を適宜開催し、運営方針をはかりながら事業を推進していきます。

また、社協の役職員自らが研鑽に努め、地域福祉の方向性を見極め、市民に信頼される社会福祉協議会を目指します。

1 西予市社協の運営体制の整備と基盤強化

- (1) 理事会、評議員会、監査会の開催
- (2) 評議員選任・解任委員会の開催
- (3) 役職員研修等の実施
- (4) 円滑な事業実施体制の構築
- (5) 経営会議及び業務執行会議の開催
- (6) 関係機関・団体との連絡調整及び連携強化
- (7) 事務処理の効率化とコストの削減
- (8) 社協会員制会費の拡充や共同募金配分事業による自主財源の計画的造成
- (9) 情報公開への適切な対応
- (10) 個人情報保護法及びマイナンバー法に基づく情報管理体制の構築
- (11) 諸規程の整備

2 地域福祉推進力の強化

- (1) 地域福祉の企画・立案機能（新規事業）の体制整備
- (2) 西予市社協職員に対する研修会への積極的参加及び研修事業の実施
- (3) 総合事業に対応する生活支援サービスの研究・整備
- (4) 職員の資格等取得の促進

3 地域福祉活動の推進

市民が福祉サービスをより身近な地域で受けられるよう、地域福祉係による支所活動の充実を図り安心して暮らせるまちづくりに取り組む。

4 地域福祉活動計画の見直し

- (1) 推進委員会の開催
- (2) 住民座談会の実施方法の見直し

- (3) 行政が策定する「地域福祉計画」との連携及び情報収集
- (4) 地域福祉活動計画書の見直し
- (5) 中間評価に向けた推進委員の選任及び推進委員会の開催

実施計画 2 関係機関との連携強化

社会福祉法人は、「地域における公益的な取組」として、地域共生社会の実現に向けた多様な実践が求められており、西予市においても地域共生社会の実現を目指し、包括的な支援体制を確立するうえで、行政・社会福祉協議会・社会福祉法人の連携を強化することが、ますます重要となります。

地域社会における包括的な支援体制の構築に向けて、社会福祉法人として一層積極的かつ効果的な実践を積み重ねていくための方策を、各法人間で情報共有を行いながら検討していきます。

- (1) 社会福祉法人連絡協議会の開催
- (2) 法人間のネットワークの構築
- (3) 法人の連携による福祉教育に関する事業の推進
- (4) 法人の連携による成年後見制度の受任体制の整備に関する研究

第6章

地域福祉の将来像を考える 住民座談会

第6章 地域福祉の将来像を考える住民座談会

1 開催目的

地域福祉の推進（誰もが安心して豊かに生活できる地域づくり）を実現していくためには、住民の皆さん自らが地域の現状を把握し、「住み続けたい」「住んでみたい」「住みやすい」地域の将来像を考え、それに向かって実践していくことが必要となります。

地域福祉活動計画策定ためのご意見をお聞かせいただくとともに、住民の皆さんが「地域の現状や課題（良いところや困りごと等）を話し合っ

2 開催プログラム

【1回目】 19:00～21:00

19:00～19:10（10分）	開会行事・主催者あいさつ
19:10～19:30（20分）	地域福祉活動計画・住民座談会の趣旨説明
19:30～20:00（30分）	グループ討議① 「自分たちの地域を見つめ直そう」 ・グループごとにKJ法により、「地域の良いところ」「地域でやっている支え合いの活動」などについて、各自でカードに書き出した後、整理を行う。
20:00～20:10（10分）	休憩
20:10～20:30（20分）	グループ討議② 「地域の困りごとを考えよう」 ・グループごとにKJ法により、「地域の困りごと」「地域の課題」などについて、各自でカードに書き出した後、整理を行う。
20:30～20:50（20分）	グループ発表 ・グループごとに、グループ討議①・②（1回目）の内容について発表を行う。
20:50～21:00（10分）	閉会行事・次回座談会に関する事務連絡

【2回目】 19:00~21:00

19:00~19:10 (10分)	開会行事
19:10~19:25 (15分)	前回の座談会の振り返り
19:25~19:40 (15分)	グループ討議① 「課題を選ぼう」 ・グループごとに前回の座談会で出た「地域の困りごと」「地域の課題」の中から5つを選び、優先順位をつける
19:40~19:50 (10分)	休憩
19:50~20:40 (50分)	グループ討議② 「これからの暮らしを考えよう」 ・グループ討議①で選んだ「地域の困りごと」「地域の課題」について、地域でどのように担っていくか、優先度の高い順に課題対策の整理表にまとめを行う。
20:40~20:55 (15分)	グループ発表 ・グループごとに、グループ討議①・②(2回目)の内容について発表を行う。
20:55~21:00 (5分)	閉会行事

3 実施概要

地区	回	日程	会場
明浜地区	1回目	令和元年7月30日(火)	高山公民館 3階 大ホール
	2回目	令和元年10月8日(火)	
宇和地区	1回目	令和元年6月11日(火)	西予市教育保健センター 4階 大ホール
	2回目	令和元年9月24日(火)	
野村地区	1回目	令和元年6月18日(火)	野村保健福祉センター ホール
	2回目	令和元年9月17日(火)	
城川地区	1回目	令和元年8月20日(火)	総合センターしろかわ 2階 大会議室
	2回目	令和元年10月29日(火)	
三瓶地区	1回目	令和元年7月23日(火)	三瓶支所 2階 多目的ホール
	2回目	令和元年9月27日(金)	
惣川地区		令和元年10月30日(水) 19:00~20:30	惣川公民館 2階ホール
大野ヶ原地区		令和元年10月30日(水) 13:30~15:30	大野ヶ原地区集会所

- ・惣川地区、大野ヶ原地区は野村地区とは別に開催
- ・惣川地区、大野ヶ原地区は1回で意見交換会方式により開催

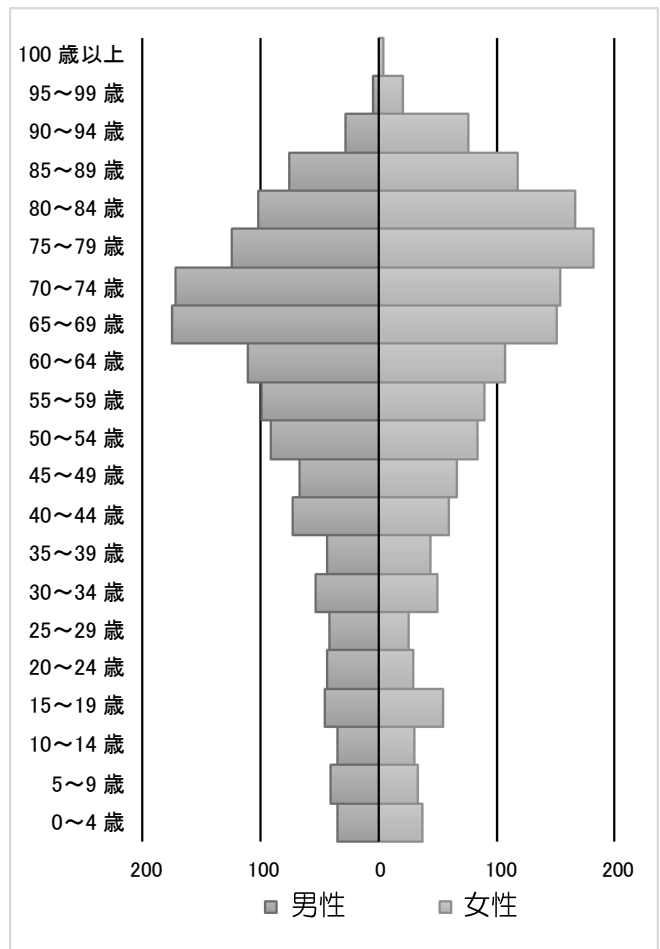
明浜地区

統計で見る地域の特性

人口	3,044
世帯数	1466
(1世帯当たりの人数)	2.1
年少人口	211
生産年齢人口	1,279
老年人口	1,554
(うち75歳以上人口)	902
高齢化率(小数点第2位使四捨五入)	51.1%
要支援認定者数	99
要介護認定者数	318
自治会数	27
サロン数(高齢者)	7
民生・児童委員数	16
(1人当たりの世帯数)	91.6

※ 特別養護老人ホーム(あけはま荘)、ケアハウス(はまゆう)の人口は除く
(平成31年4月1日現在)

人口ピラミッド



(平成31年4月1日現在)

「地域福祉の将来像を考える住民座談会」

開催日	1回目 令和元年7月30日(火)	2回目 令和元年10月8日(火)
会場	高山公民館 3階 大ホール	



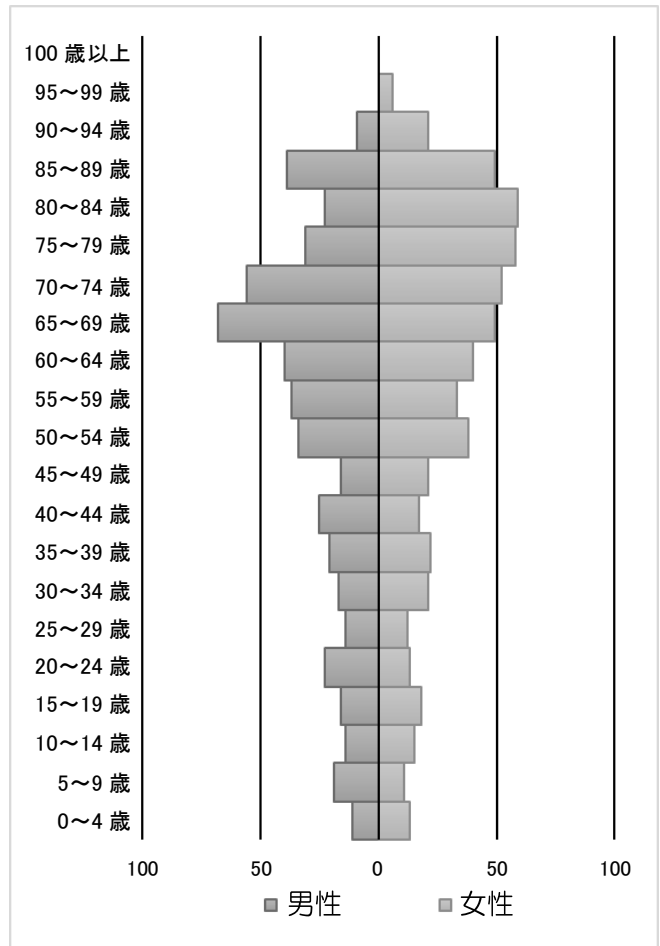
明浜町 俵津地区

統計で見る地域の特性

人 口	1,081
世帯数	511
(1世帯当たりの人数)	2.1
年少人口	83
生産年齢人口	478
老年人口	520
(うち75歳以上人口)	295
高齢化率(小数点第2位四捨五入)	48.1%
自治会数	9
サロン数(高齢者)	1
民生・児童委員数	5
(1人当たりの世帯数)	102.2

(平成31年4月1日現在)

人口ピラミッド



(平成31年4月1日現在)

俵津地区の良いところ

【産業・仕事・雇用】

- ・みかん栽培、真珠養殖、「アボカド友の会」でアボカドを栽培し地域に普及させたい
- ・農地に南予用水スプリンクラーが通っている

【健康・医療】

- ・診療所、クローケーチーム、ヨガ教室がある

【地域活動・教育】

- ・お祭り、俵津文楽などの伝統文化がある
- ・「俵津スマイル」「こせがれ会」「青年団」等、地域のさまざまな団体が活動している
- ・地域で住民宅の粗大ごみ回収をしている
- ・三世代奉仕作業や地域参観日がある
- ・民生児童委員・高齢者・子どもとの交流がある

【防災・安全】

- ・災害の意識が高く、定期的に避難訓練を実施
- ・自主防災クラブの活動で、地震や津波の避難が良くなった
- ・独居高齢者への声かけと見守り
- ・消防団があり活躍している

【生活環境】

- ・移動販売があり、食品店等も数店舗ある
- ・環境保全会、ホタル保存会、住民の一斉清掃
- ・老人会のおかげで、公民館の庭園がきれい
- ・高齢者の集まる場所がある

【その他】

- ・近所づきあいが良く、人も優しい

俵津地区の課題

<p>【産業・仕事・雇用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みかんの単価が安く、漁業が衰退している ・荒廃地が多く、荒廃園が増える ・雇用があっても、仕事を選んで来ない <p>【健康・医療】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きな病院が遠く「眼科・歯科」がない ・道路が崩落すると救急車が通れない ・マッサージ、針治療の必要性はあるが、施術してもらえないところがない <p>【地域活動・教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方祭に若者の参加はあるが、見物する方は少ない ・婦人会に入会する方が少ない 	<p>【防災・安全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難を呼びかけても「家に居る」と言われる ・避難場所に建物がない ・公民館の避難場所としての機能に不安 ・場所によっては防犯灯が暗い <p>【生活環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通の便が少ない ・子どもたちの公園がない ・各所に古い暗渠があり、衛生上よくない <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独居高齢者が多い ・地域の役が多く、引き受ける人に偏りがある ・あて職が多すぎる ・様々な面で無いことに慣れてしまっている
--	--

これからの俵津地区を考える

課 題	地域で行っていること	地域で出来ること	期間
・買物弱者の増加	・移動販売車、生協 ・弁当屋がある	・空き倉庫の活用	2年程度
・災害時の安全な避難が心配	・年1回の避難訓練 ・近隣高齢者への避難の呼びかけ	・危険場所の確認 ・家族や地域で避難について話し合う ・避難への組織体制	常に 行う
・少子化で地方祭が運営できなくなる	・中学生の協力がある	・お祭りの在り方の再検討 ・幅広い住民の協力	2~3年
・独居高齢者のゴミ出しが大変	・「俵津スマイル」からお金がでている	・近所でお互い様として助け合う ・ゴミ出し体制を話し合う場づくり	
・地場産業の後継者不足	・農地ヘルパー組合がある	・販売方法の検討(ブランド化) や従事し易い環境	

社協からのコメント

風光明媚な桜の名所「野福峠」の維持管理、災害時の対応に向けた活動等も活発に行っている。また「俵津スマイル、こせがれ会」など地域の様々なグループが積極的に活動し、次世代に繋ぐ地域づくりに熱心に取り組んでいる。伝統行事等の維持、継承にも尽力する中、少子高齢化による後継者不足等もあり、行事存続への手立てを地域で懸命に模索している。高齢者世帯を中心に「買物やゴミ出し等が出来難くなった」「病院や金融機関などが少なくなった」等、身体的、環境的な変化により、生活に不便を感じている住民も多いようである。

その中で、隣近所との繋がりが非常に深い地域でもあることから、既存する地域力を活かした課題解決への取り組みに期待している。

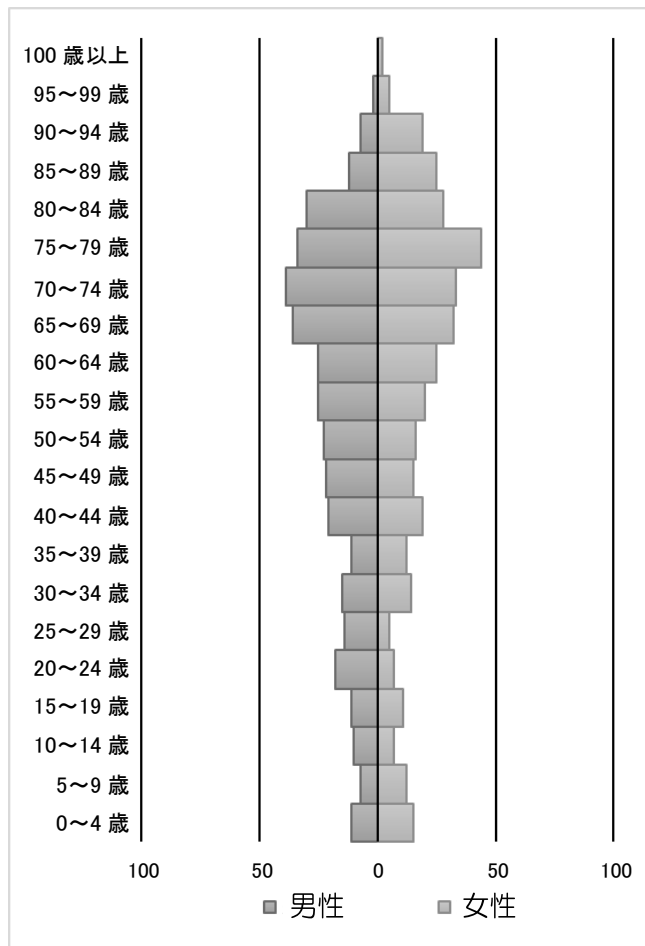
明浜町 狩江地区

統計で見る地域の特性

人口	739
世帯数	333
(1世帯当たりの人数)	2.2
年少人口	62
生産年齢人口	329
老年人口	348
(うち75歳以上人口)	208
高齢化率(小数点第2位四捨五入)	47.1%
自治会数	5
サロン数(高齢者)	4
民生・児童委員数	3
(1人当たりの世帯数)	1.1

※ 特別養護老人ホーム(あけはま荘)、ケアハウス(はまゆう)の人口は除く
(平成31年4月1日現在)

人口ピラミッド



(平成31年4月1日現在)

狩江地区の良いところ

【産業・仕事・雇用】

- ・真珠、ちりめんの特産品
- ・民間でマーケットを経営、無茶々園で若い人の雇用、外国人研修生の受入れあり
- ・介護施設での雇用

【健康・医療】

- ・サロンで体操
- ・かりえ笑学校でヨガ等の健康づくり
- ・配食サービス、介護施設がある

【地域活動・教育】

- ・かりとりもさくの会の地域づくり計画と実施
- ・サロン、サークル、各団体の活動が活発
- ・祭り等の伝統を受継ぐ、他行事の実施

【防災・安全】

- ・全国レベルの女子消防団がある
- ・自主防災の活動が活発、避難訓練・避難路の設置
- ・水害時には、住民が自主的に活動

【生活環境】

- ・集落がまとまっていて、生活状況が分かる
- ・近所の関わり強く、おすそ分けや協力がある
- ・移住者が多く、やさしい地域
- ・子どもが増えた
- ・狩浜の段畑等、景色が良い

【その他】

- ・楽しく、自由な雰囲気がある

狩江地区の課題

<p>【産業・仕事・雇用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若い人の働く職場が少ない ・後継者がいない <p>【健康・医療】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療所が縮小され、病院が遠い <p>【地域活動・教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議が多すぎる ・役職が多い <p>【防災・安全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波の心配がある ・道が狭い 	<p>【生活環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家が増えた ・移住者の住む家が少ない ・鳥獣害が多い ・交通の便が悪い ・児童館があれば良い <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人世帯が多くなる ・区費の徴収には限りがある（募金等の負担） ⇒活動費の確保 ・若い人が少ない
--	--

これからの狩江地区を考える

課 題	地域で行っていること	地域で出来ること
<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らし高齢者の増加（介護が必要になっても、一人で生活できる地域づくり） 	<ul style="list-style-type: none"> ・サロンが活発 ・クローカー、カラオケで健康 ・配食サービス、食堂運営 ・集いの場の充実が見守りに 	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯ベル等 緊急時の対応システム ・活動資金の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・仕事、雇用について 	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜作り教室の実施 ・冷凍みかん等特産品の開発 ・高齢でも働ける環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人研修生を増やす ⇒空き家の利活用 ・70代以上の人の活躍
<ul style="list-style-type: none"> ・防災について 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練の実施 ・災害時の要支援者名簿の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・名簿の更新
<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり計画に沿って活動 ・大学との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織を統廃合しシンプルに
<ul style="list-style-type: none"> ・交通が不便 	<ul style="list-style-type: none"> ・地元でマーケットを運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ地元の商店を利用 ・福祉バス等今あるものを活用

社協からのコメント

<p>狩江地区は「かりとりもさくの会」の地域づくり計画に沿って、かりえ笑学校を拠点に地域づくりの活動を推進している。はっきりとした指針があり、座談会でも、あるものを最大限に活用し、ないものは作り出す姿勢、前向きに地域でできることをそれぞれが考えておられ、勉強になった。</p> <p>また、高齢になっても、活躍できる仕事を創出したり、組費などの限られた資金の中で、安心した暮らしができるよう高齢者の立場に立った区長の視点もすばらしいと感じた。</p> <p>介護が必要になっても、一人で安心して生活できる地域づくりのために、サロンや集いの場を充実させ、配食サービスや食堂の運営を地域で行い、見守りに繋がられている。</p>

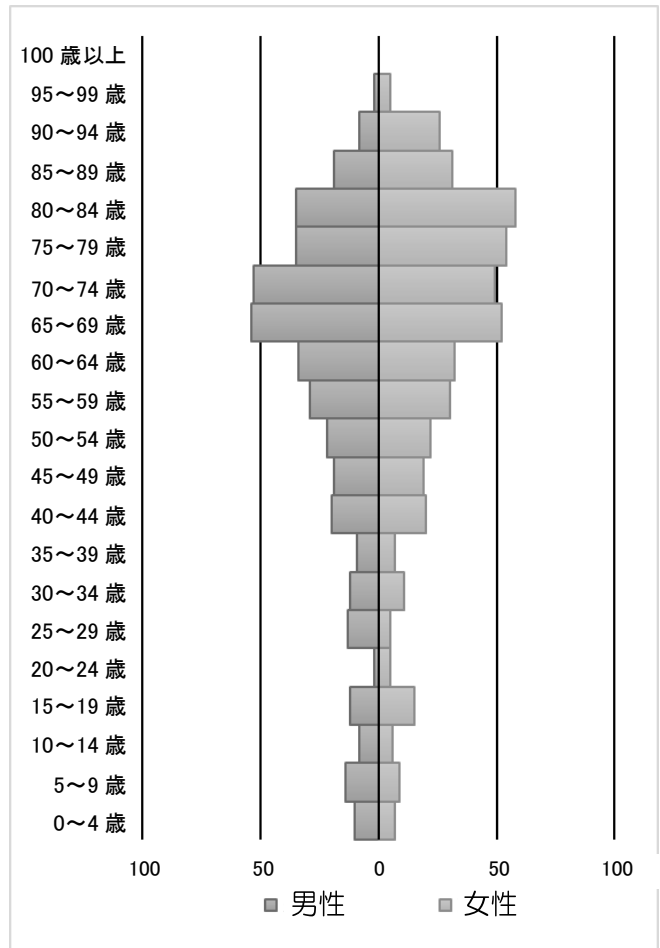
明浜町 高山・宮野浦地区

統計で見る地域の特性

人 口	873
世帯数	462
(1世帯当たりの人数)	1.9
年少人口	54
生産年齢人口	338
老年人口	481
(うち75歳以上人口)	273
高齢化率(小数点第2位四捨五入)	55.1%
自治会数	9
サロン数(高齢者)	1
民生・児童委員数	6
(1人当たりの世帯数)	77

(平成31年4月1日現在)

人口ピラミッド



(平成31年4月1日現在)

高山・宮野浦地区の良いところ

【産業・仕事・雇用】

- あけはまシーサイドサンパークがある
- ミカン栽培が盛んでみかんジュースがおいしい
- 養殖(鯛、ブリ)、ちりめん漁が盛ん
- 特産DB(段ボール)作成販売をしている

【健康・医療】

- 自然の中、ウォーキングをする人が多い
- お金をかけずに健康作りができる
- 個人病院(歯科医、内科)がある

【地域活動・教育】

- 盆踊り、秋祭り、七夕様が賑やか
- 高齢者への弁当配布
- 帰省困難者への墓掃除代行

【防災・安全】

- 年1回避難訓練をしている
- 自主防災組織がある
- 鍵を閉めなくても安全である

【生活環境】

- 自然豊かできれい(海・山)
- 人間は少ないが静かで生まれ育った所が良い

【その他】

- 住民全体が顔見知り
- 口は悪いがお人好しでのどか
- 日本の発祥地は明浜である
- かつば伝説、鯨様の言い伝えがある

高山・宮野浦地区の課題

<p>【産業・仕事・雇用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者の働く場所、地元の勤務地がない ・生製品の単価が安い ・耕作放棄地が増えている <p>【健康・医療】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院が遠い ・医療難民、買い物難民ができはじめた ・健康センターの器具不足で利用者なし <p>【地域活動・教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の交流の場、子どもとの関わりが少ない ・各種団体の消滅、休会 ・役になるのを嫌がる人が多い 	<p>【防災・安全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年避難訓練に高齢者が少なくなっていく ・避難場所まで高齢者が逃げられない ・災害が多い地域で不安ばかり <p>【生活環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者にとって交通の便が悪い ・日本一道の悪い国道378号 ・空き家が増加している ・高齢化している <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの遊ぶ場所がない ・学校がなくなって寂しい ・車の増加
--	---

これからの高山・宮野浦地区を考える

課 題	地域で行っていること	地域で出来ること
・役になるのを嫌がる人が多い	<ul style="list-style-type: none"> ・後任を個人で見つけている ・選挙で決めている ・区長2年⇒神社総代2年のルールがある。組長は順番に回す 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の意識改革を行う ・役職の分散 ・ルール作り
・各種団体の消滅・休会	<ul style="list-style-type: none"> ・規約改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体間の交流（横の繋がり） ・組織再編 ・魅力作り
・地域活動への参加者が少ない		<ul style="list-style-type: none"> ・活動の場を演出する
・避難場所まで高齢者が逃げられない	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回避難訓練を行う ・備品備蓄の購入、配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「事前復興」について協議 ・福祉避難所
・子どもとの関わりが少ない	<ul style="list-style-type: none"> ・子（親子）への読み聞かせ ・秋祭り（いのこ） ・七夕飾り教室、餅つき 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども広場の整備

社協からのコメント

<p>眼前に宇和海が広がり、背後を山々に囲まれた自然豊かな中、ウォーキングをする人も多く、温暖な気候のもと、養殖やちりめん漁、みかん栽培が盛んである。住民同士は顔見知りです。治安が良い。また、盆踊りや秋祭りの継承・活性化させるために積極的な活動を展開している。安全安心して暮らせる地域づくりとして年1回の避難訓練を欠かさず、自主防災組織も活発に活動している。しかし、避難場所まで高齢者が逃げられないといった課題も出ている。人口減少により各種団体の消滅・休会、役のなり手不足で、組織再編の検討などさまざまな課題も多いと思われる。</p>

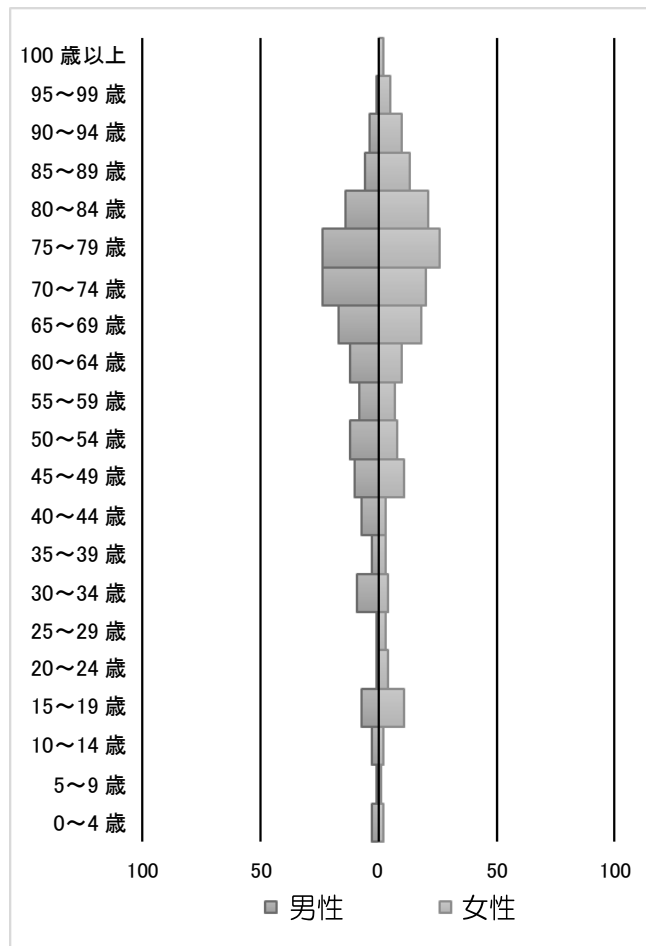
明浜町 田之浜地区

統計で見る地域の特性

人 口	351
世帯数	160
(1世帯当たりの人数)	2.2
年少人口	12
生産年齢人口	134
老年人口	205
(うち75歳以上人口)	126
高齢化率(小数点第2位四捨五入)	58.4%
自治会数	4
サロン数(高齢者)	1
民生・児童委員数	2
(1人当たりの世帯数)	80

(平成31年4月1日現在)

人口ピラミッド



(平成31年4月1日現在)

田之浜地区の良いところ

【健康・医療】

- 健康体操が定着しつつある(サロン)
- 老人クラブのクロッキー部で、健康・楽しみづくりに取り組んでいる

【地域活動・教育】

- 花を植える活動をしている
- 花づくり活動に取り組んでいるグループがいる
- 野菜のおすそ分けがある
- 隣の人の事を気にしている(独居老人)
- 若者グループが地域行事に参加してくれる
- 運動場を歩くと、出会った人に声かけや話しなどをする
- おかずの販売がある

【防災・安全】

- 自主防災がある
- 消防団にまとまりがある
- 海岸の整備で、波が以前より上がらなくなった
- 土砂崩れの時、すぐに対応してくれる企業がある

【生活環境】

- 大崎灯台から見る景色がきれい!
- 魚がうまい
- 海があるため、魚介類をおかずとしている人が居る
- 困りごとを助ける気持ちの素地はあると思う

田之浜地区の課題

<p>【産業・仕事・雇用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狭小な僻地の為、産業おこし、企業誘致は皆無で、働き場所が限定的 <p>【健康・医療】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院が遠い <p>【地域活動・教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独居老人が心配 ・地域のリーダー・コーディネーター等、地域づくりに積極的に関わる人材不足 ・愛護班の活動が休止（子どもの減少のため） 	<p>【防災・安全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に高齢者の避難が心配 <p>【生活環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Aコープの撤退など、必需品がすぐに手に入らない（店がない） ・空き家が多い ・老人の集う場所が少ない ・道がせまい ・学校が遠い ・子どもが少ない
--	---

これからの田之浜地区を考える

課 題	地域で行っていること	地域で出来ること
<ul style="list-style-type: none"> ・Aコープの撤退など、必需品がすぐに手に入らない（店がない） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生協の利用 ・魚やおかずの移動販売 ・衣料品の移動販売 ・Aコープ委託店がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・生協の注文用紙の記入手伝い ・出るついでに、頼まれると買って帰る（買い物代行） ・買い物支援の移送サービス ⇒行政に希望（個人では、事故やお礼が心配）
<ul style="list-style-type: none"> ・独居老人が心配 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回、安否確認とお弁当配り（民生児童委員） ・老人クラブ役員による状況確認・把握 ・お困り事相談（NPO 活動の大崎の光） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域みんなで、見守り・声掛け ・家庭訪問サロン ・高齢者のシェアハウス（空き家活用） ・お困り事相談の拡大を希望（大崎の光） ・廃校の活用
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に高齢者の避難が心配 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災による安否確認 ・年2回の避難訓練 ・台風後の様子確認（民生児童委員） 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練の充実を検討する（意識づけ）
<ul style="list-style-type: none"> ・老人の集う場所が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・年に7回サロン開催 ・「憩いの家」を老人クラブ会員のカラオケに開放している 	

社協からのコメント

<p>豊かで綺麗な海があり、海産資源に恵まれた地域である。野菜のおすそ分けをしたり隣の人（独居高齢者）を気に掛けるなど地域の繋がりが強く、また、老人クラブ、花づくりなど地域の活動も活発に行われている。しかし、高齢化率が高く、また商店や病院が遠いことなどにより、独居高齢者の生活が心配されおり、地域の繋がりが強さを生かして、支え合い活動の充実を図って頂きたい。</p>
